
第 2 次 十 和 田 市 総 合 計 画
前 期 基 本 計 画
(素案)

平成 28 年 11 月
十 和 田 市

第2次十和田市総合計画
目 次

<基本計画編>

I	基本計画の前提（人口の将来展望）	1
II	重点プロジェクト	2
1	重点プロジェクトの位置付け	2
2	重点プロジェクトの内容	3
III	分野別計画	5
1	施策の体系	5
2	分野別計画	7
基本目標 1 市内外からより多くの人々や消費を呼び込めるまち（産業振興）		7
施策 1	農林水産業の振興	7
施策 2	観光力の強化と充実	11
施策 3	商業・サービス業の振興	14
施策 4	産業力の強化	16
施策 5	雇用の安定	18
基本目標 2 地域全体で子育て・子育てをしっかりと支えるまち（子育て・教育）		20
施策 6	子育て支援の充実	20
施策 7	学校教育の充実	22
施策 8	家庭・地域の教育力の向上	26
基本目標 3 すべての市民が健やかに暮らせるまち（健康・福祉）		28
施策 9	健康づくりの推進	28
施策10	地域医療の推進	30
施策11	高齢者福祉の充実	32
施策12	障がい者福祉の充実	35
施策13	地域福祉の充実	37
施策14	社会保障の充実	39
基本目標 4 だれもが楽しく学び、豊かな心と文化が息づくまち		41
（生涯学習・文化・スポーツ）		
施策15	生涯学習の推進	41
施策16	文化の振興	43
施策17	生涯スポーツ環境の整備	45

基本目標 5 地域で助け合い、災害に強く犯罪のない、安全・安心なまち ----- 47

(安全・安心)

施策18	消防・救急・防災体制の整備	-----	47
施策19	安全・安心な暮らしの確保	-----	50
施策20	地域コミュニティの活性化	-----	53
施策21	多様な交流の推進	-----	55
施策22	空き家の利活用対策の推進	-----	57
施策23	消費者の自立支援	-----	59

基本目標 6 ゆとりと潤いあふれる暮らしを実感できるまち (環境) ----- 61

施策24	環境の保全	-----	61
施策25	ごみ処理の適正化	-----	63

基本目標 7 快適な暮らしや活発な経済活動を支える都市基盤が整ったまち ----- 65

(都市基盤)

施策26	市街地・集落の形成	-----	65
施策27	交通手段の確保と道路空間の創出	-----	67
施策28	上下水道の整備	-----	69

基本目標 8 地域経済社会の持続的な発展を支える強固な経営基盤が確立したまち ----- 71

(自治体経営)

施策29	市民参画の推進	-----	71
施策30	人権尊重・男女共同参画の推進	-----	73
施策31	行政運営の効率化の推進	-----	75
施策32	健全な財政運営の推進	-----	77
施策33	公共施設の適切な配置・運営の推進	-----	79

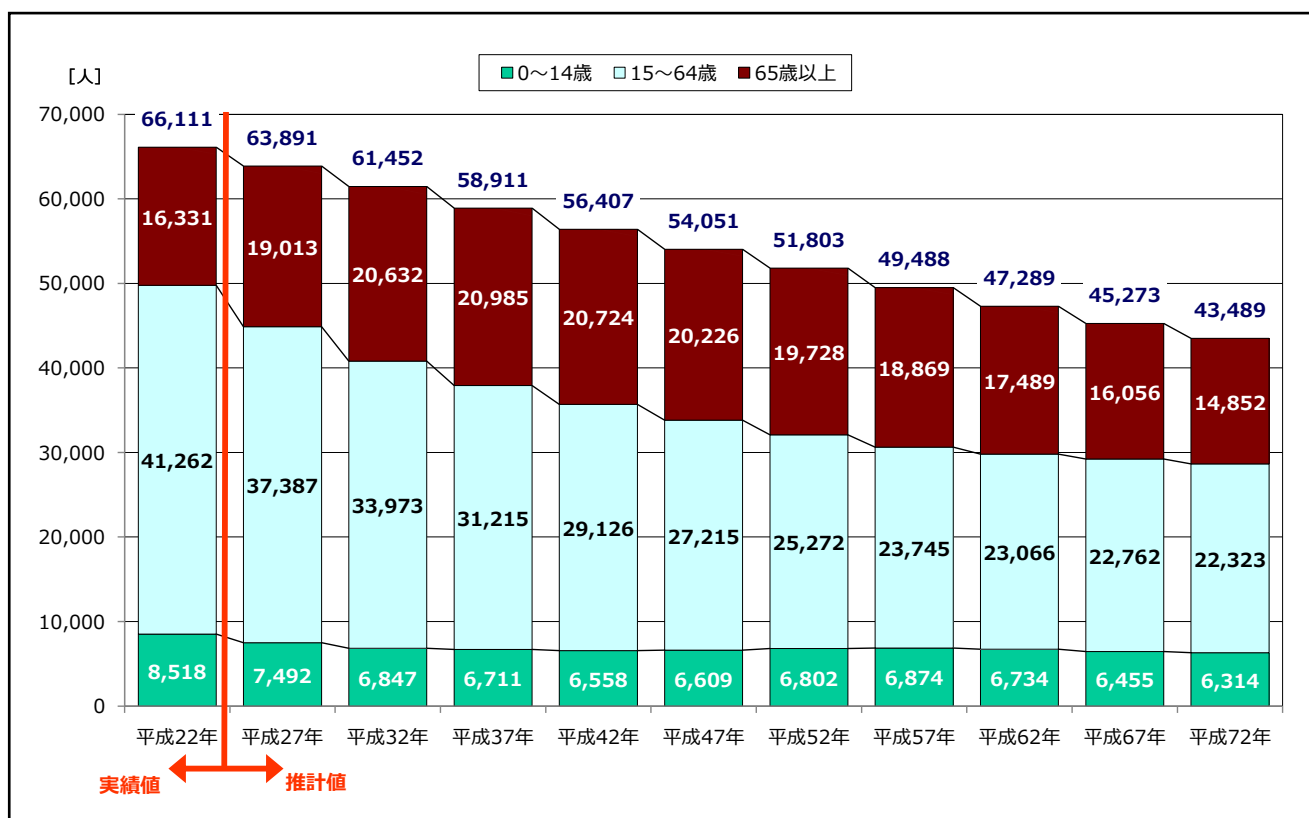
I 基本計画の前提（人口の将来展望）

本市の総人口は、平成12（2000）年の69,630人をピークに減少が続いており、このままの状況で推移した場合には、人口減少・少子高齢化がさらに進み、生産年齢人口（15～64歳）の減少による市税の減収や商業機能の衰退、住宅や土地の需要低下による空き地・空き家の増加、住民の高齢化によるコミュニティ機能の低下など、様々な面で地域経済社会の安定・成長を損なう事態を招くことが大いに懸念されます。

このため、本市が将来にわたって持続的な発展を達成できるよう、若い世代の結婚、出産、子育ての希望をかなえるための施策や定住促進、U I J ターン支援などによる移住促進に向けた取組を重層的に積極展開することによって、今後の人口構造の変化によるマイナスの影響を最小限に食い止めることを目指します。

図表 I - 1 人口の将来展望

出典：十和田市まち・ひと・しごと創生人口ビジョン・総合戦略（平成28年2月）



Ⅱ 重点プロジェクト

1 重点プロジェクトの位置付け

「重点プロジェクト」とは、選択と集中のもと、基本構想に掲げた本市の将来都市像「～わたしたちが創る～希望と活力あふれる 十和田」の実現に向け、限りある行政の経営資源をより無駄なく最適に活用し、重点的・優先的に推進していく施策群を表します。

図表Ⅱ－１－１ 重点プロジェクトの構成

	基本目標 1 産業振興	基本目標 2 子育て・教育	基本目標 3 健康・福祉	基本目標 4 生涯学習・文化・スポーツ	基本目標 5 安全・安心	基本目標 6 環境	基本目標 7 都市基盤	基本目標 8 自治体経営
重点プロジェクト								
①より多くの所得を生み出せる産業競争力の強化	○							
②次世代のまちづくりを担う子どもたちへの支援の強化		○						
③すべての市民が健やかに生き生きと暮らせる環境の充実			○	○				
④安全・安心で快適な暮らしを支える諸機能の維持・向上					○	○	○	
⑤持続可能なまちづくりを支える強固な自治体経営の確立								○

①より多くの所得を生み出せる産業競争力の強化

本市の地域経済を支える重要な役割を担っている農林水産業¹や観光などの地場産業について、関係機関との連携・協力のもと、その魅力と可能性を最大限に引き出します。さらに、市内で起業・創業しようとする方への支援の強化や中心市街地の再生などにより産業振興を推進することで、市外からより多くの人々や消費を引き込み、将来にわたって足腰の強い地域経済基盤を確立し、次世代を担う若者たちの雇用機会の拡大にも着実に結び付けていきます。

- ◆にんにく・ながいも・ごぼう・ねぎの主要4野菜や十和田湖ひめます、十和田湖和牛などのブランドイメージを保全強化するとともに、産地間競争力を高め、販売拡大を図ります。
- ◆本市が有する多彩な観光資源の付加価値を高めるとともに、これらを複合的に活用することで、観光消費の拡大や滞在時間の延長に結び付けます。
- ◆起業への意欲や豊かな経験、アイデアを持った方による、コミュニティビジネス²などの創出支援に取り組みます。

②次世代のまちづくりを担う子どもたちへの支援の強化

子どもを産み育てたいと願うすべての人たちが、地域のなかで安心して子どもを産み、希望と喜びを実感しながら子育てに励むことができるよう、きめ細やかな支援を推進するとともに、次世代のまちづくりを担う子どもたちの確かな学力と豊かな心を十分に育むことができるよう、教育の質の向上を図ります。

- ◆保育料の軽減や医療費の助成などを通じ、子育て世帯や妊娠を希望する夫婦を支援します。
- ◆児童・生徒一人ひとりが、「楽しい」、「分かる」、「できる」と実感する授業を実現できるよう、アクティブ・ラーニング³の視点などからの授業改善と各学校の課題解決に向けた助言・指導を行います。
- ◆学校や地域、各種団体との連携・協力のもと、子どもたちが多くの人たちとの交流のなかで、豊かな人間性を身に付けることを目的とした学習機会の充実を図ります。

③すべての市民が健やかに生き生きと暮らせる環境の充実

だれもが住み慣れた地域で、いつまでも自立して生き生きと自分らしく暮らすことができるよう、市民一人ひとりの力（自助）と住民同士が共に支え合う力（共助）の向上を図るとともに、公的なサービス（公助）のより効果的・効率的な提供を推進します。また、市民一人ひとりがライフステージに応じた学習・スポーツに親しめる機会の充実を図ります。

¹ 本計画では畜産業を含めた第1次産業の総称として、「農林水産業」という表現を用いる。

² 地域資源を活かしながら地域課題の解決を「ビジネス」の手法で取り組むものであり、地域の人材やノウハウ、施設、資金の活用により、地域における新たな創業や雇用の創出、働きがい、生きがいを生み出し、地域コミュニティの活性化に寄与するものと期待されている。

³ 教員からの一方向的な講義で知識を覚えるのではなく、生徒たちが主体的に参加、仲間と深く考えながら課題を解決する力を養うことを目的とした能動的な学習

- ◆健康の保持・増進に向けた主体的な取組を促すため、健康教育の推進を通じて、生活習慣病の予防及び健康に関する正しい知識の普及啓発を図ります。
- ◆高齢者が地域社会づくりに貢献できるよう、様々な社会参加の機会の確保を図るとともに、市民主体のボランティア活動を支援します。
- ◆市民のライフステージに応じた学習機会、学習内容を整備するとともに、市民の主体的な学習活動を促進します。

④安全・安心で快適な暮らしを支える諸機能の維持・向上

だれもがより安全・安心で快適に暮らせるまちの確立に向け、災害に強い都市基盤の計画的な整備と地域防災力の強化を図ります。また、市全体でごみの減量化と再資源化を着実に推進するほか、より効果的・効率的に市民生活を支える道路網の機能強化を図ります。

- ◆消火活動に支障のある幅員の狭い道路の解消や、避難所に指定されている公共施設や上下水道などのインフラ施設の耐震化、消火栓の整備を推進します。
- ◆ごみの減量、資源化の推進に努めるとともに、ごみの分別、適正排出に関する指導を行います。
- ◆地域特性や道路の現状、市民からの要望などを総合的に勘案しながら必要性が高い路線を絞り込み、相対的に高い費用対効果の発現が期待できる路線を優先し、その計画的な整備を推進します。

⑤持続可能なまちづくりを支える強固な自治体経営の確立

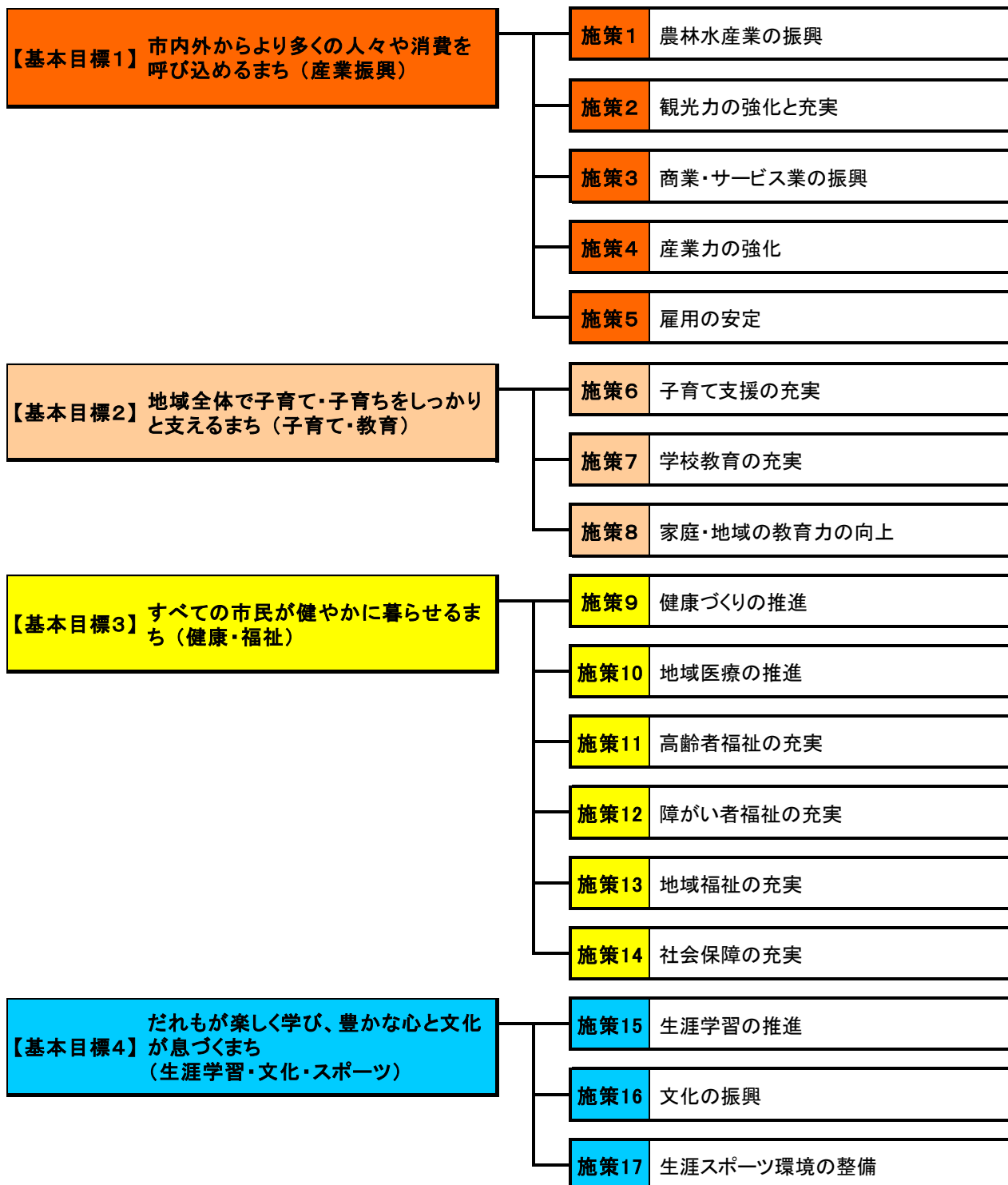
将来にわたり適切な行政サービスの提供と持続可能な財政運営の両立を図ることができるよう、産業や生活の基盤となる公共施設などについて、長期的な視点を持って、計画的に更新・統廃合・長寿命化などを推進します。

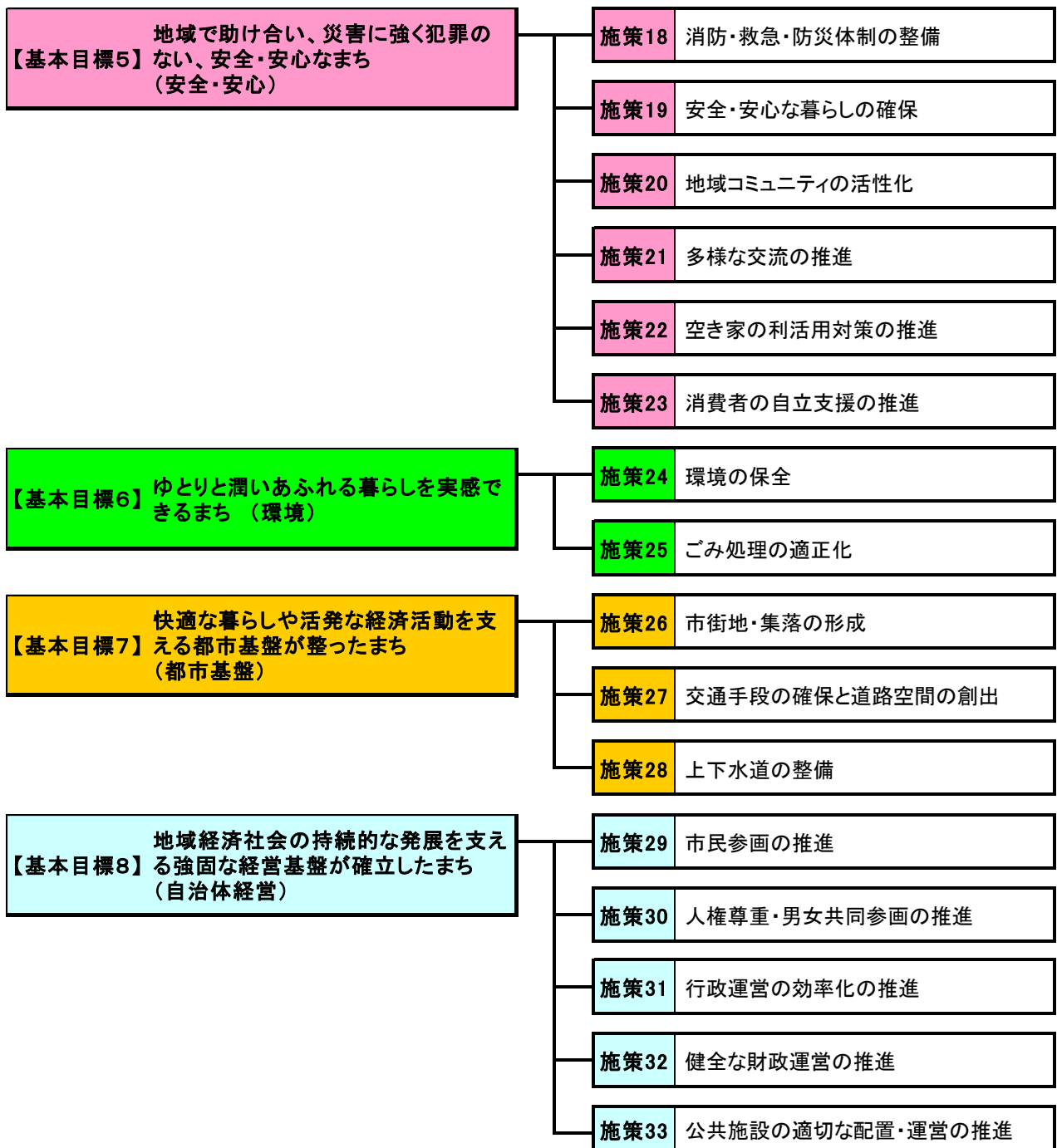
- ◆市全体からみた緊急性・必要性などを総合的に勘案したうえで、今後の建替え、大規模改修、修繕、更新などの優先順位を明らかにし、計画的な取組を推進します。
- ◆公共施設の建替えや大規模改修などを行う場合には、統廃合や施設規模の縮小、施設の複合化、多機能化を図り、施設規模の適正化とより効率的な利活用に取り組みます。

Ⅲ 分野別計画

1 施策の体系

基本構想に掲げた8つのまちづくりの基本目標（政策）の配下に位置付けられる施策の体系は、次に掲げるとおりです。





2 分野別計画

【基本目標1】市内外からより多くの人々や消費を呼び込めるまち（産業振興）

施策1 農林水産業の振興

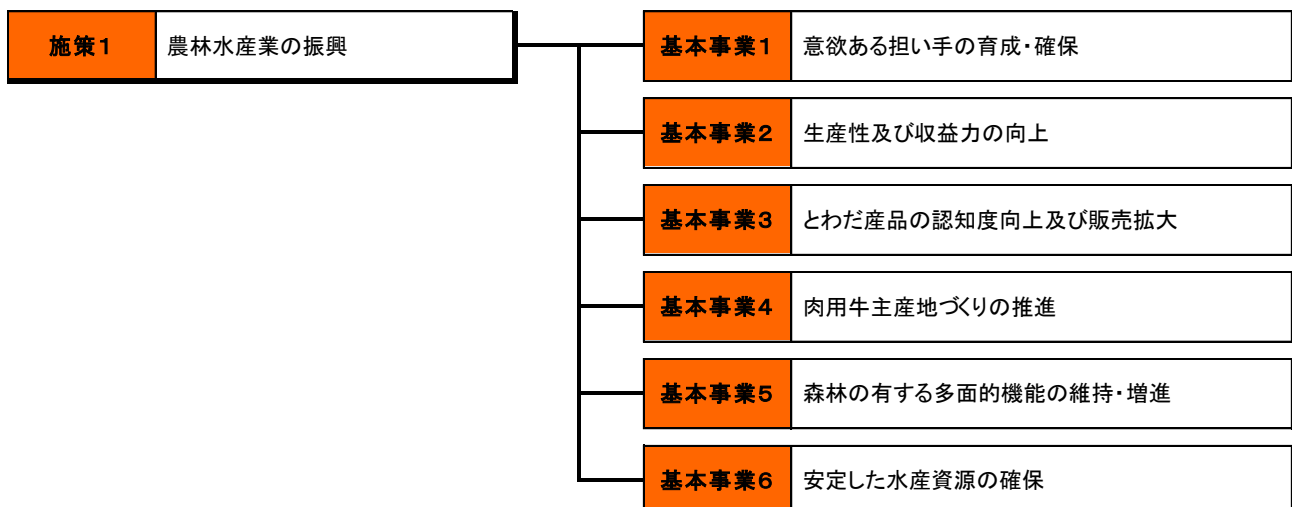
【施策の目的】

農林水産業の魅力と可能性を最大限に引き出し、農業所得の向上を図ります。

【現状と課題】

- 本市の農業は、地域の特性を活かし、米、野菜及び畜産を組み合わせた複合経営が特徴であり、地域経済を支える重要な基幹産業と位置付けられています。特に、野菜の市場評価が高く、にんにくをはじめ、ながいも、ごぼう、ねぎなどは全国的に高い評価を受けています。
- 一方で、輸入農産物の増加などによる生産価格の低迷、産地間競争の激化に加え、農業従事者の高齢化、後継者不足及び耕作放棄地の増加など、農業や農村を取り巻く状況は深刻な局面を迎えています。
- 農業従事者や関係機関・農業関係団体との連携のもと、農地の集約化、集落営農の組織化・法人化の推進、ICT⁴を活用した先端技術の導入による生産効率の向上を図るとともに、安全・安心で高品質な農産物の生産・出荷をより積極的に推進する必要があります。
- 農業の持続的な発展のために必要な新規就農者の育成・確保や農地の保全管理などが求められています。
- 地域全体での戦略的なプロモーションにより、販売方法の多様化や流通ルートの拡大を図り、生産から販売までを一貫してサポートできる仕組みづくりの推進と、とわだ製品のブランド力の強化及び定着化を図る必要があります。
- 北里大学などの教育研究機関との連携強化や農業体験をはじめとしたグリーン・ツーリズムなどを通じ、より多くの人々が本市の農業にふれる機会の創出を図ります。

【基本事業の体系及び内容】



⁴ 「Information and communication technology」の略。情報・通信に関する技術の総称。

◆基本事業 1：意欲ある担い手の育成・確保

【目的】

農業従事者の減少に歯止めをかけ、将来にわたって本市の農業を支える高い意欲を持った担い手の育成・確保と農業経営基盤の強化を図ります。

【手段】

- ◆集落を単位として、農業経営の省力化と効率化を図るため、農業生産を共同で取り組む、集落営農の組織化・法人化を支援します。
- ◆青年就農給付金⁵を活用し、新規就農者の経営の安定化を支援します。
- ◆市外からの新規就農者の移住・定住を促進するため、農村における空き家の有効活用など、定住初期の就農を支援します。
- ◆後継者対策の一環として、異性との出会いの場を提供する婚活支援に取り組みます。

【注目指標】

指標名	H27 年度	H33 年度
集落営農組織の法人化数	9 法人	15 法人
青年新規就農者数	26 人	44 人

◆基本事業 2：生産性及び収益力の向上

【目的】

輸入農産物の増加や国内の産地間競争の激化に対応できる足腰の強い産地づくりを推進します。

【手段】

- ◆農業経営の安定化に向け、農地中間管理機構⁶を利用し、次世代を担う意欲ある担い手⁷への農地の集約化を図ります。
- ◆消費者ニーズに即した農産物を供給するとともに、生産性の向上及び生産コストの縮減を図ります。
- ◆土壌診断の結果などを有効活用するなど、安全・安心で高品質な農産物の生産技術の普及・定着とブランド力の強化を図ります。

【注目指標】

指標名	H27 年度	H33 年度
担い手が経営する農地面積の割合	59.7%	75.0%

⁵ 青年（就農予定時の年齢が 45 歳未満の方）の就農意欲の喚起と就農後の定着を図るため、就農前の研修期間（2 年以内）及び経営が不安定な就農直後（5 年以内）の所得を確保するための給付金を給付する制度。

⁶ 農地を貸したいという農家（出し手）から、農地の有効利用や農業経営の効率化を進める担い手（受け手）へ、農地利用の集積・集約化を進めるため、農地の中間的な受け皿となる組織。

⁷ 農業経営基盤強化促進法に基づく経営改善計画の市町村認定を受けた認定農業者、特定農業団体、集落営農など

◆基本事業3：とわだ産品の認知度向上及び販売拡大

【目的】

本市の農林水産物の品質の良さを広く知ってもらうとともに、より多くの消費者から高く評価される産地づくりを推進します。

【手段】

- ◆とわだ産品の付加価値を高め、事業者がより高い収益を得られるよう、農林水産業及び商工業が結び付いた6次産業化による商品の開発・製造・販売を支援します。
- ◆にんにく・ながいも・ごぼう・ねぎの主要4野菜や十和田湖ひめます、十和田湖和牛などのブランドイメージを保全強化するとともに、産地間競争力を高め、販売拡大を図ります。
- ◆多様な広報媒体や手段を活用し、市内外に対するとわだ産品の情報発信及びPR活動の強化を図ります。
- ◆学校や地域との連携・協力のもと、学校給食への地元食材の活用を推進します。

【注目指標】

指標名	H27年度	H33年度
農産物販売額	22億円	37億円

◆基本事業4：肉用牛主産地づくりの推進

【目的】

県内一の生産量を誇る肉用牛の主産地として、畜産経営の安定化を図ります。

【手段】

- ◆畜産農家、流通・加工業者、農業関係団体などとの連携・協力のもと、地域ぐるみで畜産の収益性の向上を目指す畜産クラスター事業の推進を図ります。
- ◆優良な血統を受け継ぐ繁殖雌牛の確保や繁殖雌牛の貸付、伝染病予防対策の実施などを通じ、肉用牛の生産基盤の強化を図ります。

【注目指標】

指標名	H27年度	H33年度
繁殖雌牛の飼養頭数	3,030頭	3,120頭

◆基本事業5：森林の有する多面的機能の維持・増進

【目的】

地球温暖化の緩和、土砂災害の防止及び水源のかん養など森林の有する多面的機能の維持に努めます。

【手段】

- ◆主伐期を迎える人工林の計画的な伐採・植林などの推進及び地元産材の有効活用と森林資源の循環利用の促進を図ります。

【注目指標】

指標名	H27 年度	H33 年度
市有林の整備面積	5.6%/年	10.0%/年

◆基本事業6：安定した水産資源の確保**【目的】**

十和田湖や奥入瀬川水系における内水面漁業⁸の持続的かつ健全な発展に資するよう、水産資源の安定確保を図ります。

【手段】

◆漁業協同組合が実施するヒメマスやヤマメなどのふ化・放流事業を支援します。

【注目指標】

指標名	H27 年度	H33 年度
十和田湖ひめまスの漁獲量	16 t /年	16 t /年
奥入瀬川水系への種苗放流数	22.5 万尾/年	22.5 万尾/年

⁸ 河川、湖沼などの内水面で行われる漁業及び養殖業のこと。

施策2 観光力の強化と充実

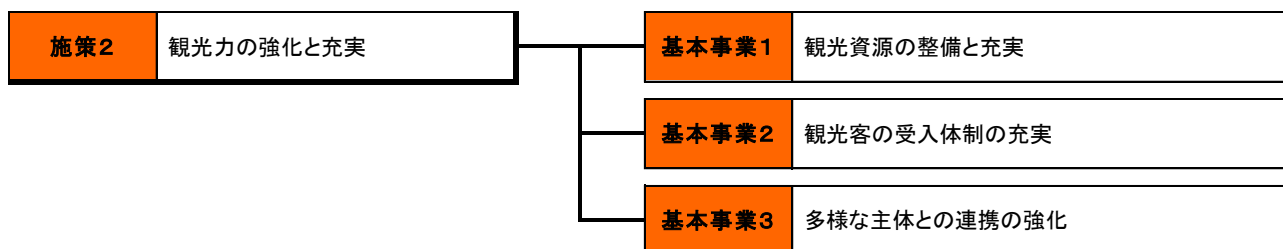
【施策の目的】

本市ならではの多彩な地域資源を活かした観光振興を積極的に推進するとともに、その担い手となる人材の育成・強化を図り、多くの消費と賑わいを創出します。

【現状と課題】

- 本市には、国立公園に指定されている十和田八幡平国立公園の美しく雄大な自然環境をはじめ、日本の道百選に選ばれた官庁街通りや十和田市現代美術館、ご当地グルメの十和田バラ焼きといった多彩な地域資源があります。
- これらの地域資源を活かしながら、多様化する国内旅行者のニーズを踏まえ、ターゲットとする観光客を明確にしたうえで、その特性に応じた観光メニューの開発・提供を推進するほか、地域ぐるみでのおもてなしを通じて観光客の満足度を高めるなど、様々な面からリピーターを増やすための取組をさらに強化する必要があります。
- 観光関連事業者や関係団体、市民などとの連携を強化し、地域主体の観光振興や観光地づくりを担う人材の育成・強化を図る必要があります。
- 今後さらに増加すると見込まれる外国人観光客が快適に市内観光を楽しむことができるよう、観光地などにおける案内表示の多言語化や情報通信環境の整備などによる受入体制の強化に取り組む必要があります。

【基本事業の体系及び内容】



◆基本事業1：観光資源の整備と充実

【目的】

既存の観光資源の付加価値向上と新たな観光資源の発掘・活用により、集客力の向上と滞在時間の延長を図ります。

【手段】

- ◆本市が有する多彩な観光資源の付加価値を高めるとともに、これらを複合的に活用することで、観光消費の拡大や滞在時間の延長に結び付けます。
- ◆モニターツアーなどを活用した観光需要のきめ細かな把握に取り組み、これに対応した新たな観光商品・メニューの開発及びその販売ルートの確保を図ります。
- ◆官庁街通り全体を美術館に見立てて展開する「アーツ・トワダ」の取組を、観光資源としてより効果的に活用していけるよう、十和田市現代美術館を含め、来訪者が優れた芸術・文化作品に気軽に親しめる空間づくりを推進します。

【注目指標】

指標名	H27 年度	H33 年度
市内の観光入込客数	2,713,793 人 (H26 年度)	3,000,000 人
年間宿泊施設利用者数	275,190 人	310,000 人

◆基本事業2：観光客の受入体制の充実

【目的】

外国人観光客を含めたより多くの来訪者から、何度も訪れたいと強く支持される観光地を目指し、ハード・ソフトの両面から、おもてなしあふれる受入体制を構築します。

【手段】

- ◆市民をはじめとする多様な主体との連携・協力により、地域ぐるみで観光客を温かく迎え入れる体制の強化を図ります。
- ◆マーケティング調査の実施などを通じ、年齢層や趣味・嗜好によって異なる観光客のニーズに即した魅力ある観光サービスの充実を図ります。
- ◆観光パンフレット・観光案内版の外国語表記や外国人観光客に対応できる人材の育成に取り組むとともに、海外のメディアや旅行会社への積極的なPR活動を推進します。

【注目指標】

指標名	H27 年度	H33 年度
観光ガイド数	104 人	115 人
宿泊施設を利用した外国人	17,497 人／年	30,000 人／年

◆基本事業3：多様な主体との連携の強化

【目的】

地域が主体となって、市外からより多くの来訪者と消費を引き込めるよう、観光地としての地域経営を担う組織体制の強化を図ります。

【手段】

- ◆観光地としての地域経営の中心的主体を担うDMO⁹の設立を推進します。
- ◆観光に関連する多様な主体の意識を啓発し、共通の目標達成に向け連携を図ることにより、観光振興に取り組む体制を整備します。

⁹ 「Destination Management Organization」の略。地域の「稼ぐ力」を引き出すとともに地域への誇りと愛着を醸成する「観光地経営」の視点に立った観光地域づくりの舵取り役として、多様な主体と協同し、明確なコンセプトに基づいた観光地域づくりを実現するための調整機能を備えた法人。

【注目指標】

指標名	H27 年度	H33 年度
「（仮称）DMOとわだ」における連携組織の数	未設立	47 団体

施策3 商業・サービス業の振興

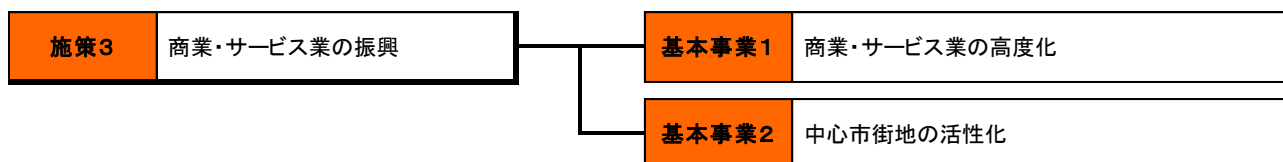
【施策の目的】

中小企業及び個人事業主などへの支援や中心市街地の活性化により、地域経済活力の維持・増進を図ります。

【現状と課題】

- 本市は、県内他市に比べ大型小売店が集積しており、地域の購買力をどれだけ吸引できるかを示す小売吸引力指数¹⁰は、平成26年7月1日現在で1.15と、市外からも多数の買い物客を引き付ける力を有しています。一方で、空き店舗の増加や消費者ニーズの多様化などにより、既存の商店街ではかつての賑わいが薄れています。
- 地域経済活力の維持・増進を図るため、地域のやる気と創意工夫のもと、魅力ある個店や時間消費型のサービス業の集積などを促し、より多くの来街者を引き込むことで、域内消費の拡大と賑わいの創出を図る必要があります。
- 今後、増加が見込まれる高齢者をはじめとする市民の身近な買い物の場やコミュニティ活動などの拠点として、商店街の維持・再生に取り組む重要性が増しています。

【基本事業の体系及び内容】



◆基本事業1：商業・サービス業の高度化

【目的】

消費者ニーズの多様化やインターネットなどによる商取引の多様化など環境の変化に即した、商業・サービス業の振興を図ります。

【手段】

- ◆全国的に急速に規模が拡大し、発展を続けている電子商取引（Eコマース）市場において、インターネットを活用し、商品・サービスの売上及び販路の拡大を目指す事業者への支援に取り組みます。
- ◆起業への意欲や豊かな経験、アイデアを持った方による、コミュニティビジネスなどの創出支援に取り組みます。

【注目指標】

指標名	H27年度	H33年度
小売業年間販売額	68,639百万円 (H26年度)	68,639百万円

¹⁰ 各市の人口1人あたりの小売販売額を県の1人あたりの小売販売額で除したもので、地域が買い物客を引き付ける力を表す指標。指数が1.00以上の場合は、買い物客を外部から引き付け、1.00未満の場合は外部に流出していると見ることができる。

◆基本事業2：中心市街地の活性化

【目的】

中心市街地への来街者を増やし賑わいを創出するとともに、人口減少・少子高齢社会の到来を踏まえつつ、多くの人たちにとって暮らしやすく、過ごしやすい利便性と快適性を兼ね備えた中心市街地の再生を図ります。

【手段】

- ◆民間による商業施設などの開発を支援することで、商業機能の集積を推進するとともに、空き家や空き地などの既存ストックも有効活用し、中心市街地への居住を誘導します。
- ◆十和田市現代美術館をはじめとしたアートの活用や市民交流プラザなどにおけるコミュニティ活動の強化により、都市空間の魅力の向上と、商店街における人と人の交流を活性化します。
- ◆十和田湖などの観光地や、教育機関、医療機関などとのアクセスを強化するなど、生活路線としても利用されている公共交通体系を再編し、中心市街地のハブ¹¹機能を高めます。

【注目指標】

指標名	H27年度	H33年度
中心市街地における歩行者・自転車交通量	3,027人	3,216人
中心市街地の居住人口	2,461人	2,461人

¹¹ 人や物の輸送において、複数の同種あるいは異種の交通手段の接続が行われる場所。

施策4 産業力の強化

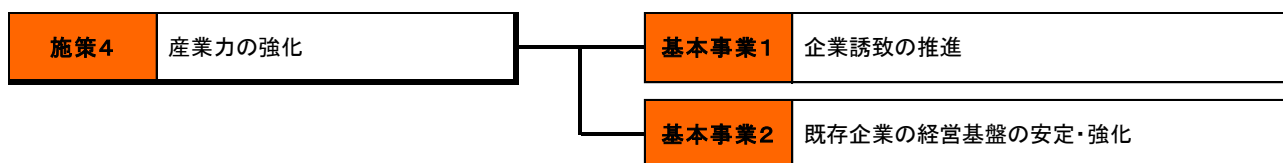
【施策の目的】

戦略的な企業立地支援策の展開により、地域経済活力の維持・増進と雇用機会の拡大を図ります。

【現状と課題】

- 本市の工業は、事業所数、従業者数、製造品出荷額等のいずれも食料品製造業の占める割合が最も高くなっており、特に従業者数は製造業全体の約3分の1、製造品出荷額等は同じく約2分の1を占めています。
- 既存企業や大学などの教育・研究機関、金融機関との連携体制を強化するとともに、「十和田市企業立地奨励条例」に基づき、本市の立地環境と調和した企業の誘致活動を積極的に推進し、経済動向や企業ニーズを踏まえた足腰の強い産業構造の構築を図る必要があります。

【基本事業の体系及び内容】



◆基本事業1：企業誘致の推進

【目的】

本市の特徴や魅力に適した企業の誘致を推進することにより、市経済への波及効果の拡大と雇用機会の創出を図ります。

【手段】

- ◆青森県企業誘致推進協議会などとの連携により、主要都市で開催される産業立地フェアに参加するとともに、十和田市企業誘致支援大使¹²からの情報収集などを通じた企業誘致活動を推進します。
- ◆十和田市企業立地奨励条例の周知徹底及び適用の促進と、各種規制の見直しなどにより、企業ニーズを踏まえた立地環境の向上に取り組めます。

【注目指標】

指標名	H27年度	H33年度
企業誘致件数	1件/年	1件/年

¹² 本市出身者などの人的ネットワークを通じ、本市の企業誘致に関する情報を発信し、企業誘致に関する情報提供及び助言を得るために設置。

◆基本事業2：既存企業の経営基盤の安定・強化

【目的】

既存企業の技術の高度化や経営基盤の安定・強化を図るとともに、市外への流出による産業の空洞化を防止します。

【手段】

- ◆産官学金連携を強化し、新たな分野への進出や地域資源を活用した事業展開、各種融資制度の充実及び利用促進に取り組みます。
- ◆企業ニーズに総合的に対応するための体制づくりや支援施策の充実など、企業が立地しやすい環境を整備します。

【注目指標】

指標名	H27年度	H33年度
年間製造品出荷額	55,902 百万円 (H26年度)	55,902 百万円

施策5 雇用の安定

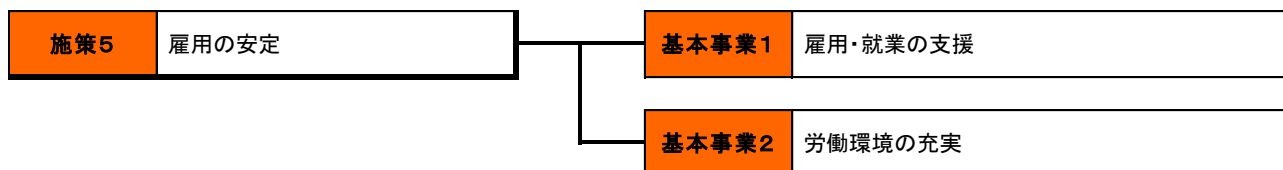
【施策の目的】

自らの能力を十分に発揮し、安心して働くことのできる環境づくりを支援し、地域産業の活性化を図ります。

【現状と課題】

- 近年、全国的に緩やかな景気回復を受けて雇用情勢の改善が進み、本市における有効求人倍率も回復傾向にあります。少子高齢化が進むなか、若者・女性・高齢者などのあらゆる年代が、地域経済活力の維持・増進を支える担い手として自らの能力を十分発揮できるよう、関係機関との連携・協力のもと、それぞれのライフスタイルなどに応じ、地域社会での活躍の場を見出すことができる働き方の実現を適切に支援することが求められています。
- 産業の振興などを通じ、地域経済の活力の維持・増進を図ることによって、市内における雇用機会の確保・拡大に努めるとともに、次世代のまちづくりを担う若者の職業的自立に必要な知識・技能の習得機会の充実を図るなど、就労促進や働きやすい環境づくりを支援することで、市内の企業への就職や定住化に結びつけることが重要です。
- より安定した雇用の創出を図るため、全国的に増加傾向にある有期契約労働者やパートタイム労働者、派遣労働者といった非正規雇用労働者の正規雇用化や処遇改善などを支援していく必要があります。

【基本事業の体系及び内容】



◆基本事業1：雇用・就業の支援

【目的】

より多くの人々が自らの希望や能力を活かし、安定して働くことができるよう、雇用の創出と就業支援の充実を図ります。

【手段】

- ◆三沢公共職業安定所十和田出張所などの関係機関と連携・協力し、求人情報の迅速な提供に努めるとともに、非正規労働者の希望に応じた正規労働者への転換を促進します。
- ◆職業能力開発の場の設置や各種セミナーの開催、U I J ターンによる就職支援に取り組み、若年者などの人材育成及び女性や高齢者の就業を支援します。

【注目指標】

指標名	H27年度	H33年度
市内の従業者数	29,384人 (H26年)	29,384人
有効求人倍率の全国比	83.7	100.0

◆基本事業2：労働環境の充実

【目的】

勤労者が安心して快適に働くとともに、健康でゆとりある生活を実現できるよう、労働環境の改善や福利厚生の実施に努めます。

【手段】

- ◆働きやすい労働環境の整備を図るため、育児休暇や介護休暇などの各種制度の活用促進に向け、事業者などに対する啓発に努めます。
- ◆十和田市勤労青少年ホームを運営し、勤労者がスポーツ・レクリエーションなどの余暇活動を行う環境を提供します。

【注目指標】

指標名	H27年度	H33年度
勤労青少年ホームの利用率（体育館）	87.3%	87.3%

【基本目標 2】地域全体で子育て・子育てをしっかりと支えるまち（子育て・教育）

施策 6 子育て支援の充実

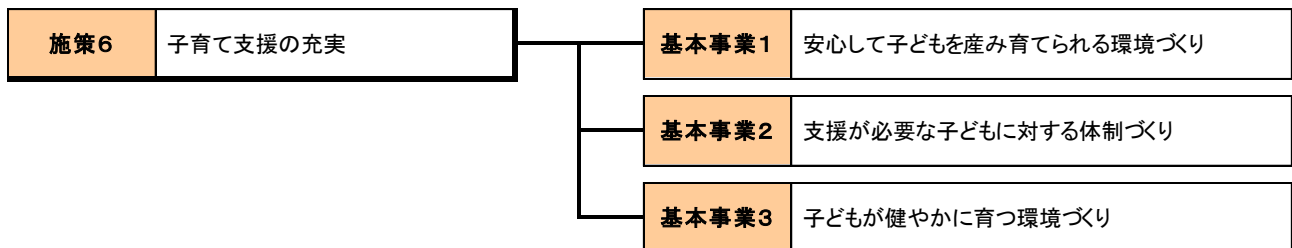
【施策の目的】

多様化する保育ニーズや子どもたちを取り巻く社会環境の変化に対応した、子育て・子育てを支える環境の整備を図ります。

【現状と課題】

- 本市の幼児・児童数は、年々減少傾向にあるものの、子育て世代の女性の就業率は、全国や県と比較しても高い状況が続いており、また、保育所や学童保育の利用率も上昇傾向にあります。
- 将来にわたって活力ある地域社会の維持・形成を図るためには、既存の子育て支援サービスの充実に加え、結婚・妊娠から出産・子育てまで切れ目のない支援に取り組むことで、より多くの親たちが、安心して子どもを産み育てられる環境を整えるとともに、子どもたちが地域社会のなかで心身ともに健やかに成長できる環境の充実を図る必要があります。
- 全国的に世帯の小規模化や地域コミュニティの希薄化などを背景に、家庭及び地域社会における子育て力の低下が懸念されているなか、支援を必要とする子ども及びその保護者を支える相談・支援体制の強化を図る必要があります。

【基本事業の体系及び内容】



◆基本事業 1：安心して子どもを産み育てられる環境づくり

【目的】

安心して子育てができるよう、子育てに対する経済的・心理的な負担の軽減を図ります。

【手段】

- ◆保育料の軽減や医療費の助成などを通じ、子育て世帯や妊娠を希望する夫婦を支援します。
- ◆妊産婦及び乳幼児などに対する健康診査・定期予防接種の実施により、安全・安心な妊娠・出産と子どもの頃からの健康づくりを進めるとともに、妊娠期から子育て期までの切れ目のない相談・支援体制を整えます。

【注目指標】

指標名	H27 年度	H33 年度
合計特殊出生率	1.44 (H25 年)	1.57 (H32 年)
本市で子育てをしたいと思う親の割合	91.6%	97%

◆基本事業2：支援が必要な子どもに対する体制づくり

【目的】

子どもや家庭をめぐる問題の多様化・複雑化に対応できるよう、地域社会との連携・協力のもと、よりきめ細やかな相談・支援体制の充実を図ります。

【手段】

- ◆ひとり親家庭や生活困窮世帯の自立促進に向け、児童扶養手当などの支給や就労支援に取り組みます。
- ◆関係機関及び地域社会との連携・協力のもと、家庭相談員によるきめ細やかな助言・指導を行います。
- ◆入院助産制度¹³の適用やDV被害者の避難施設への入所などを通じ、支援が必要な人たちが安心して出産・育児ができる体制を整えます。

【注目指標】

指標名	H27年度	H33年度
家庭児童相談及び婦人相談件数	137件	171件

◆基本事業3：子どもが健やかに育つ環境づくり

【目的】

就労形態の多様化などに伴う保育ニーズの変化に対応し、子どもが健やかに成長できる環境を整えます。

【手段】

- ◆利用したいすべての人たちが、必要なサービスを受けられるよう、放課後児童クラブなどの充実を図ります。
- ◆施設などの老朽化対策により、保育所や認定こども園¹⁴などに通う子どもたちが安全・安心な保育サービス環境を整備します。
- ◆施設への給付金の支給などを通じ、認可外保育所¹⁵に通う子どもたちに対する保育サービスの充実を図ります。

【注目指標】

指標名	H27年度	H33年度
保育所・認定こども園・幼稚園の待機児童数	0人	0人
放課後児童クラブの待機児童数	0人	0人

¹³ 経済的理由により入院助産を受けることができず、他からの援助も期待できない妊産婦の方が、指定された助産施設での入院出産に要する費用を助成する制度。

¹⁴ 就学前の子どもを、保護者の就労の有無に関わらず受け入れ、教育と保育の両方の機能を提供するとともに、地域における子育て支援事業を行う施設。

¹⁵ 児童福祉法の規定により県知事が認可している保育所以外に、乳幼児を預かり保育している施設。

施策7 学校教育の充実

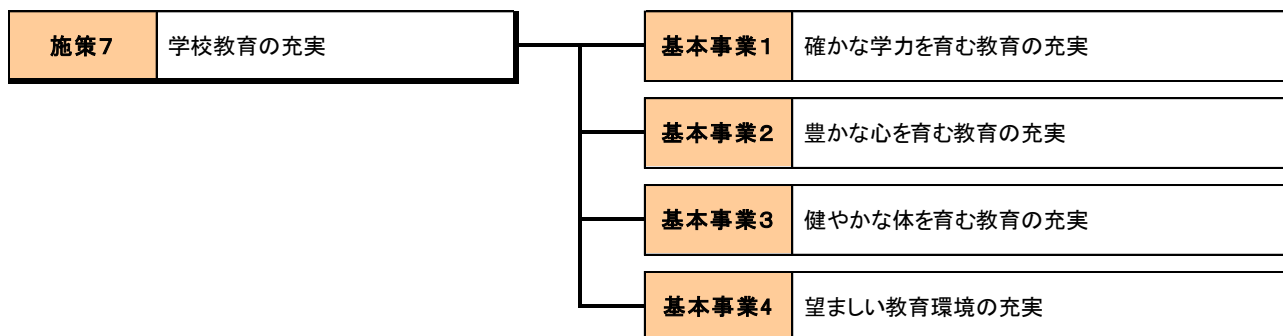
【施策の目的】

未来を創り出していくために必要な資質・能力を備えた児童・生徒を育成するとともに、望ましい教育環境のもとで学校教育の質の向上を図ります。

【現状と課題】

- 平成 18 (2006) 年の教育基本法改正を踏まえ、平成 23 (2011) 年 4 月から小学校、平成 24 (2012) 年 4 月から中学校において、現行の学習指導要領に基づき、確かな学力・豊かな心・健やかな体からなる「生きる力」を育むことを目的とした教育課程が実施されています。
- また、将来の変化を予測することが困難な時代のなかで、「社会に開かれた教育課程」の実現を通じて、子どもに必要な資質・能力を育成することを新たな理念とした、次期学習指導要領の平成 32 (2020) 年からの順次実施に向けた検討が進められています。
- 今後の教育課程においては、子どもの実態や地域の実情などを踏まえたうえで、全教育活動をさらに横断的に捉えた「カリキュラム・マネジメント」の視点で取り組む必要があります。
- バランスのとれた資質・能力を備えた子どもの育成に向け、学校・家庭・地域との連携・協力のもと、特色ある教育活動の推進をはじめ、諸施策の一層の充実を図るとともに、地域の人的・物的資源の活用や学校運営協議会の設置などの取組により、地域全体で子どもの学びを支えていく必要があります。
- 今後、学校区間での児童・生徒数の偏りが進むと見込まれるなか、各学校区における将来的な児童・生徒数の動向を適切に見極めながら、学校規模の適正化や授業を支える I C T 環境などの整備により、望ましい教育環境の維持・確保を図る必要があります。

【基本事業の体系及び内容】



◆基本事業1：確かな学力を育む学校教育の充実

【目的】

児童・生徒一人ひとりの夢・希望・志の実現に向け、自ら学び自ら考える力などの「確かな学力」を育むとともに、これを支える望ましい生活習慣の確立を図ります。

【手段】

- ◆児童・生徒一人ひとりが、「楽しい」、「分かる」、「できる」と実感する授業を実現できるよう、アクティブ・ラーニング¹⁶の視点などからの授業改善と各学校の課題解決に向けた助言・指導を行います。
- ◆学力検査及び知能検査を通じ、児童・生徒の学力に関する実態を適切に把握したうえで、アシスタントティーチャーの派遣などによる教科指導の充実を図ります。
- ◆ALT（外国語指導助手）・EST（国際教育支援員）の派遣や組織的な指導体制の向上などにより、国際理解教育の推進と外国語活動及び英語指導の充実を図ります。
- ◆研修会や発表会の開催などを通じ、教職員の資質向上と優れた指導法の普及促進を図ります。

【注目指標】

指標名	H27年度	H33年度
青森県学習状況調査（小学校5年生対象）での4教科（国語・算数・理科・社会）の平均通過率 ¹⁷	59.2% 対県比 105%	75% 対県比 110%
青森県学習状況調査（中学校2年生対象）での5教科（国語・数学・英語・理科・社会）の平均通過率	55.5% 対県比 107%	65% 対県比 110%

◆基本事業2：豊かな心を育む教育の充実

【目的】

児童・生徒一人ひとりの人権を尊重し、自立心のかん養と個性の伸長に配慮しながら、実態に応じた自己指導力の育成や勤労観及び職業観の形成・確立を図ります。

【手段】

- ◆相談活動を通じ、児童・生徒自身や保護者の悩みの解決を支援します。
- ◆各学校の状況に応じた教育相談員や臨床発達心理士の派遣、適応指導教室¹⁸の開設などにより、不登校の児童・生徒への対応の充実を図ります。
- ◆講演会の開催や職場体験学習、教職員を対象としたキャリア教育研修会の実施などを通して、将来の夢や希望の実現に向け、努力し続けようとする意欲や態度の育成を図ります。
- ◆「いじめ問題対策連絡協議会」及び「いじめ問題対策審議会」を開催し、関係機関及び団体間で連携した取組により、いじめ防止に向けた対策を総合的かつ効果的に推進します。
- ◆児童・生徒の道徳性の育成に向け、指導方法の工夫や郷土資料の活用などを通して、道徳科の充実を図ります。

¹⁶ 教員からの一方向的な講義で知識を覚えるのではなく、生徒たちが主体的に参加、仲間と深く考えながら課題を解決する力を養うことを目的とした能動的な学習。

¹⁷ 設問ごとに正答又は準正答を解答した児童・生徒の割合を通過率とし、教科ごとに平均したもの。

¹⁸ 何らかの原因や事情により学校に行きたくても行けないという不登校の児童・生徒を対象に、教育を受ける機会と場を保障するとともに、学校復帰に向けた適応指導を行うことを目的とした施設。

【注目指標】

指標名	H27 年度	H33 年度
不登校児童の出現率	0.23%	0.20%未満
不登校生徒の出現率	2.36%	2.00%未満

◆基本事業3：健やかな体を育む教育の充実**【目的】**

運動能力の向上、肥満傾向の解消など、児童・生徒の現代的な健康課題などに対応し、心身の健康の保持・増進と体力の向上を促進します。

【手段】

- ◆学校医、学校歯科医、学校薬剤師などとの連携のもと、十和田市学校保健大会や養護教諭部会の開催、広報紙の発行などにより、各学校における保健指導の充実を図ります。
- ◆体育行事などの開催を通じ、児童・生徒が互いに高め合い協力することにより、知・徳・体のバランスのとれた成長を促進します。

【注目指標】

指標名	H27 年度	H33 年度
「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」における総合評価がB以上の小学校5年生の割合	44.2%	55%
「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」における総合評価がB以上の中学校2年生の割合	51.6%	60%

◆基本事業4：望ましい教育環境の充実**【目的】**

ハード・ソフトの両面から、児童・生徒がより安全・安心で快適に学べる教育環境の整備を推進します。

【手段】

- ◆将来的な児童・生徒数の動向を踏まえながら、老朽化した校舎の整備や適正な学校規模・配置及び通学区域などの検討に取り組みます。
- ◆特別支援学級に在籍している児童・生徒に対し、将来的な自立や社会参加の促進に向けた支援を行うほか、特別な配慮を必要とする児童・生徒の学校生活の支援を行います。
- ◆各学校の創意工夫による特色ある教育活動を支援するほか、「社会に開かれた教育課程」に向けて、学校・家庭・地域社会が一体となって創意工夫による教育に取り組むためのコミュニティ・スクール¹⁹を推進します。

¹⁹ 学校と保護者や地域住民が知恵を出し合い、学校運営に意見を反映させることで、子どもたちの豊かな成長を支え「地域とともにある学校づくり」を進める仕組。

【注目指標】

指標名	H27 年度	H33 年度
小・中学校施設の耐震化率	94.0%	100%
コミュニティ・スクール数	0校	6校

施策8 家庭・地域の教育力の向上

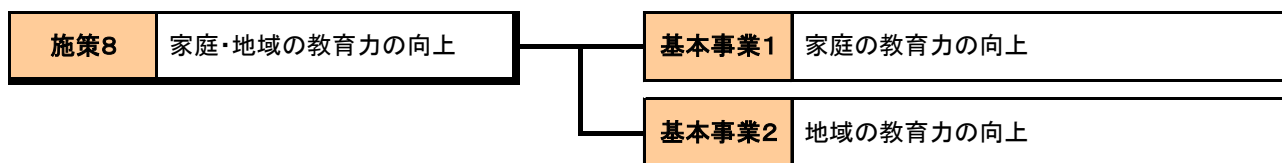
【施策の目的】

地域全体で子どもたちの健やかな成長を支えるため、家庭教育や地域の教育活動の活性化を図ります。

【現状と課題】

- 家庭は、子どもたちが基本的な生活習慣やコミュニケーション能力、社会的マナーなどを身に付けていくうえで極めて重要な役割を担っています。また、地域社会は、子どもたちが様々な体験や遊びなどを通じ、多くの人たちとの交流のなかで、豊かな人間性を身に付け、成長する場として重要な役割を担っています。
- 全国的に少子化や核家族化の進展、共働き世帯の増加、地域コミュニティの希薄化など、子育てを取り巻く環境が大きく変化しているなか、家庭や地域社会における教育力の低下が問題視されています。
- 学校・PTA・地域住民などの関係機関との連携・協力のもと、家庭教育について楽しく学べる学習機会や、地域全体で子どもたちの健やかな成長を守り支える体制の強化を図る必要があります。

【基本事業の体系及び内容】



◆基本事業1：家庭の教育力の向上

【目的】

子どもたちに身に付けさせるべき、基本的な生活習慣やコミュニケーション能力、社会的マナーなどを学び合える場の提供を通じ、家庭における教育力の向上を図ります。

【手段】

- ◆学校や各種団体との連携・協力のもと、講座の開催などを通じ学習機会及び情報提供の充実を図ります。

【注目指標】

指標名	H27年度	H33年度
各種家庭教育講座への参加率（対人口比）	2.1%	2.5%

◆基本事業2：地域の教育力の向上

【目的】

地域全体で子どもたちの健やかな成長を見守り支える環境づくりを推進するとともに、地域での学びあいを通して地域コミュニティの活性化を図り、地域全体で子どもたちを育てる機運を醸成します。

【手段】

- ◆学校や地域、各種団体との連携・協力のもと、子どもたちが多くの人たちとの交流のなかで、豊かな人間性を身に付けることを目的とした学習機会の充実を図ります。また、各種講座の開催により地域コミュニティの活性化を図ります。

【注目指標】

指標名	H27年度	H33年度
子ども会数	26団体	26団体
ふるさと出前きらめき講座への参加率（対人口比）	5.8%	6.0%

【基本目標3】すべての市民が健やかに暮らせるまち（健康・福祉）

施策9 健康づくりの推進

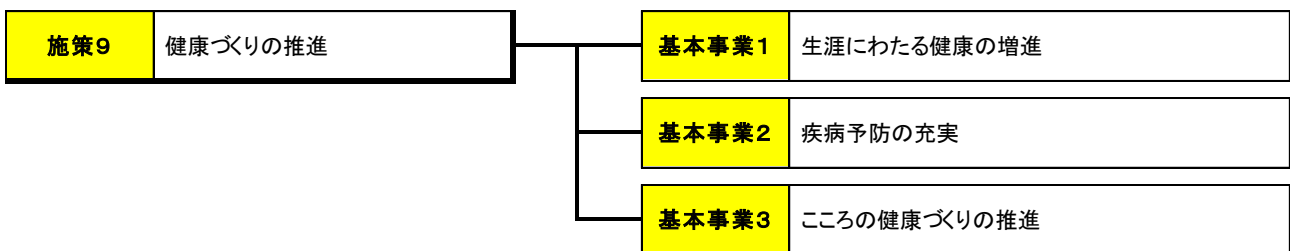
【施策の目的】

一人ひとりが心身ともに健やかな生活を送ることができるよう、健康的な生活習慣の確立を図ります。

【現状と課題】

- 生活様式の多様化などを背景に、偏った食生活や睡眠・運動不足、ストレスなどの不適切な生活習慣の積み重ねが原因で発症するとされている糖尿病、高血圧、がん、脳卒中、心臓病などの生活習慣病による死亡率は、全国で約6割に上るとされています。
- このような状況を踏まえ、だれもが生涯にわたって健康で自立した生活を送ることができるようにするには、子どもの頃から健康的な生活習慣をしっかりと身に付けるとともに、市民一人ひとりのライフステージに応じた健康づくりを促進する必要があります。
- 「自分の健康は自分で守る」を基本に、より多くの市民の自らの健康に対する関心を高め、主体的に生活習慣の改善や健康増進に取り組むことができるよう、各種健康教育や相談の場の充実などを通じ、健康に関する正しい知識の普及啓発に取り組み、健康寿命の延伸につなげていく必要があります。
- 本市の自殺による死亡率は、国・県に比べて高い状況にあります。自殺は、健康問題や経済・生活問題、家庭問題のほか、人生観・価値観や地域・職場のあり方の変化など、様々な社会的要因が複雑に関係しているとされており、単に個人の問題として捉えるのではなく、社会的な要因も踏まえた総合的な対策を講じる必要があります。

【基本事業の体系及び内容】



◆基本事業1：生涯にわたる健康の増進

【目的】

市民一人ひとりのライフステージに応じた適切な情報提供や、健康増進に向けた主体的な取組を支援することで、健康寿命の延伸を図ります。

【手段】

- ◆生涯を通じ、健康の基礎となる栄養・運動・休養などの規則正しい生活習慣を身に付けるとともに、健康の保持・増進に向けた主体的な取組を促すため、健康教育の推進を通じて、生活習慣病の予防及び健康に関する正しい知識の普及啓発を図ります。

【注目指標】

指標名	H27 年度	H33 年度
日常生活動作が自立している期間の平均	男性 76.75 歳 女性 81.81 歳 (H25 年度)	男性 78.17 歳 女性 83.16 歳

◆基本事業 2 : 疾病予防の充実**【目的】**

生活習慣病をはじめとする疾病の早期発見・早期治療を促進します。

【手段】

- ◆医療機関との連携のもと、特定健康診査や各種がん検診、予防接種、感染症に関する知識の普及啓発などに取り組むことにより、疾病予防対策の強化を図ります。
- ◆ポイント事業などを通じ、より多くの市民が楽しみながら健康づくりに取り組める環境を整えます。
- ◆特定保健指導などを通じ、健康の保持・増進と疾病の発症及び重症化の予防を図ります。

【注目指標】

指標名	H27 年度	H33 年度
全死因に占める生活習慣病の割合	51.8% (H26 年)	46.7%
特定健康診査の受診率	33.7%	60%
各がん検診の受診率	22.1%	40.0%

◆基本事業 3 : こころの健康づくりの推進**【目的】**

こころの健康に関する正しい知識の普及啓発とみんなで支え合う地域づくりを推進し、うつ病の発症やひきこもり、自殺の未然防止を図ります。

【手段】

- ◆こころに悩みを持つ人のサインに気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援機関につなぐゲートキーパーの養成を推進します。
- ◆こころに悩みを持つ人やその家族が、適切な支援を受けることができるよう、相談体制の充実を図ります。

【注目指標】

指標名	H27 年度	H33 年度
自殺死亡率（人口 10 万人当たりの自殺者数）	26.6 人 (H26 年)	20.4 人
ゲートキーパー数	153 人	453 人

施策10 地域医療の推進

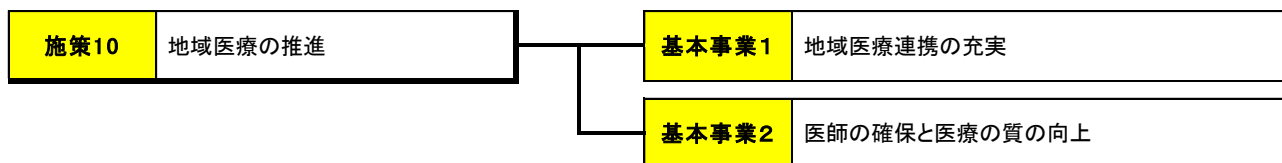
【施策の目的】

一人ひとりが安心して必要な時に必要な医療が受けられるよう、地域全体で地域の医療を支える体制の強化を図ります。

【現状と課題】

- 全国的に、団塊の世代のすべてが75歳以上になる平成37（2025）年には、人口の3人に1人が65歳以上、5人に1人が75歳以上となり、慢性的な疾病や複数の疾病を抱える患者が増加すると見込まれています。
- 本市を含め、県内の自治体が経営する病院の多くが、医師不足や経営悪化という大きな課題を抱えているなか、一つの病院で医療の完結を目指すのは困難なことから、広域的な見地に立ち、一次・二次・三次医療機関²⁰の役割分担を明確にし、各機関の連携体制を強化していく必要があります。
- 少子高齢化の進展や医療技術の進歩など、医療を取り巻く環境が大きく変化している現状にあつて、子どもから高齢者まで市民一人ひとりが健康で充実感を持ち安心して暮らし続けられるようにするには、保健・医療・福祉の連携による一貫したサービス提供体制の構築が必要です。

【基本事業の体系及び内容】



◆基本事業1：地域医療連携の充実

【目的】

十和田市立中央病院を拠点施設として、市民が身近な地域で切れ目なく最適なサービスを受けることができるようにします。

【手段】

- ◆市民と保健・医療・福祉の関係機関が連携・協力し、地域医療が抱える課題の解決に取り組めます。
- ◆市民が適切な医療や病状に応じた医療機関を選択できるよう、地域医療連携に関する情報提供の充実を図ります。
- ◆市民が自らの健康管理の一環としてかかりつけ医を持ち、適切な医療を受けられるよう意識の啓発を図ります。

²⁰ 「一次」は軽度の症状の患者に対応する医療機関（開業医、診療所などのかかりつけ医）。「二次」は高度な医療機器を備えた地域の中核的病院。「三次」は二次医療機関で対応が困難な高度医療を担う特定機能病院。

【注目指標】

指標名	H27 年度	H33 年度
かかりつけ医からの紹介率	64.7%	65%
かかりつけ医への逆紹介率	67.3%	70%

◆基本事業2：医師の確保と医療の質の向上**【目的】**

医師不足の解消に努め、市民一人ひとりが各自の症状に応じた適切な医療を受けることができる環境を整えます。

【手段】

- ◆関連大学医学部の各医局へ常勤医師の派遣を要請します。また、各種説明会などにおける医学生への働きかけを強化します。
- ◆専門外来により多様な症状に合わせた適切な医療を提供するとともに、院内の横断的な専門チームによる、効率的な医療の提供に努めます。

【注目指標】

指標名	H27 年度	H33 年度
医師数（4月1日現在）	36人	45人

施策11 高齢者福祉の充実

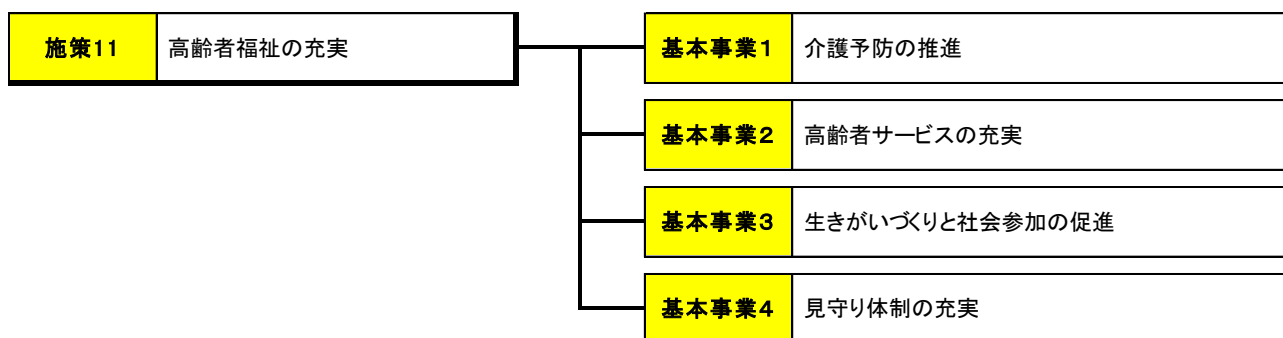
【施策の目的】

高齢者が住み慣れた地域で、生きがいを持って自立した生活を継続できる環境づくりを推進します。

【現状と課題】

- 高齢化の進展に伴い、認知症や一人暮らしの高齢者の増加が見込まれるなか、国では、人口構成の大きな山の一つを形成している団塊の世代のすべてが75歳以上となる平成37（2025）年を目途に、地域包括ケアシステム²¹の構築を実現することとしています。
- 本市においても平成28年4月には高齢化率が30%を超え、今後も進展が見込まれるなか、高齢者が要介護・要支援状態にならないよう努めるとともに、介護が必要となった場合でも、適切な介護サービスを利用できるよう、地域の実情に応じた地域包括ケアシステムの構築に取り組む必要があります。
- 高齢者が地域社会を支える一員として、地域での様々な活動を通じて生きがいを見つけられるよう、関係機関との連携を強化し、社会参加の機会拡大を図る必要があります。

【基本事業の体系及び内容】



◆基本事業1：介護予防の推進

【目的】

高齢者が要介護・要支援状態になることを予防するとともに、要介護・要支援状態の軽減又は悪化の防止を図ります。

【手段】

- ◆講演会の開催、専門職による訪問指導・相談などを通じ、介護予防に関する情報提供や意識啓発を図ります。
- ◆高齢者が自発的に介護予防に取り組み、いつまでも自立した暮らしを続けることができるよう、介護予防事業を推進します。

²¹ 高齢者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的に提供される仕組み。

【注目指標】

指標名	H27 年度	H33 年度
自立高齢者率	82.5%	82.5%

◆基本事業2：高齢者サービスの充実**【目的】**

高齢化の進展に伴い多様化するニーズに対応できるよう、一人ひとりの状況に合わせた最適な高齢者サービスの提供に努めます。

【手段】

- ◆地域包括ケアシステムの中心的役割を担う地域包括支援センター²²の機能強化を図ります。
- ◆高齢者及びその家族、さらには地域における課題解決に向け、関係者とのネットワークの構築やサービス資源の開発につなげるための地域ケア会議の開催を推進します。
- ◆要介護・要支援状態となった高齢者が必要なサービスを安定的に受けることができるよう、介護保険制度の円滑な運営を図ります。

【注目指標】

指標名	H27 年度	H33 年度
在宅サービスの利用率	74.0%	76.0%

◆基本事業3：生きがいくくりと社会参加の促進**【目的】**

高齢者がこれまでに培った豊富な経験や知識を活かし、様々な活動に参加することで、より良い地域社会を支える担い手として、生きがいを持ち活躍できるよう支援します。

【手段】

- ◆高齢者が地域社会づくりに貢献できるよう、様々な社会参加の機会の確保を図るとともに、市民主体のボランティア活動を支援します。
- ◆地域を基盤とする高齢者の自主的な活動組織である老人クラブなどの活動を支援します。

【注目指標】

指標名	H27 年度	H33 年度
生きがいをもって暮らしている高齢者の割合	76.0% (H25 年度)	80.0%
自主活動組織への加入率	63.4% (H25 年度)	70.0%

²² 高齢者の心身の健康の維持、生活の安定、保健・福祉・医療の向上と増進のために必要な援助や支援を包括的に担う地域の中核機関。

◆基本事業4：見守り体制の充実

【目的】

高齢者が認知症や一人暮らしになっても、住み慣れた地域のなかで安心して暮らし続けることができるよう支援体制の充実を図ります。

【手段】

- ◆認知症に関する正しい知識の普及啓発を図るとともに、症状の進行段階に応じた適切な対応ができる体制づくりを推進します。
- ◆一人暮らしの高齢者の異変に早期に気付くことができるよう、地域における見守り体制の強化を図ります。

【注目指標】

指標名	H27 年度	H33 年度
見守り協力隊登録数	147 団体	200 団体
認知症サポーター ²³ 数	延べ 6,833 人	延べ 9,500 人

²³ 認知症について正しく理解し、認知症の人や家族を温かく見守り、支援する応援者。

施策 12 障がい者福祉の充実

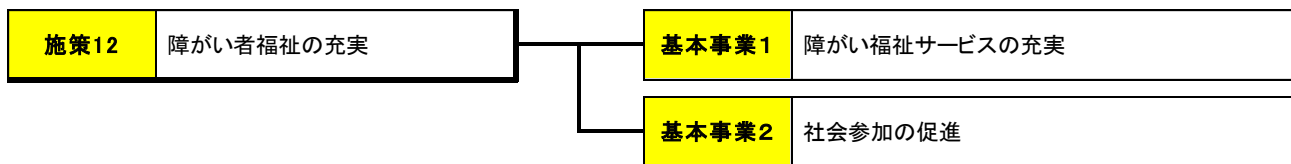
【施策の目的】

障がい者福祉への理解と認識を深め、地域全体で支え合う体制づくりを推進するとともに、障がいの有無に関わらず安心して暮らすことができる環境の整備を図ります。

【現状と課題】

- 平成 28（2016）年 3 月、障がい者が自らの望む地域生活を営むことができるよう、「生活」と「就労」に対する支援の一層の充実や、障がい児支援のニーズの多様化にきめ細かく対応するための支援の拡充などを図ることを目的に、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律」が公布され、平成 30（2018）年 4 月から施行されることとなっています。
- 障がい者が地域のなかで安心して自立した暮らしを続けることができるとともに、個人の適性に合わせて社会に参加できるよう関係機関と連携し、障がい福祉サービスの質の確保・向上や相談支援体制の充実に取り組む必要があります。
- 障がいのある子どもが早期から障がいや発達に応じて適切な支援が受けられるよう、療育指導体制の充実が求められています。

【基本事業の体系及び内容】



◆基本事業 1：障がい福祉サービスの充実

【目的】

障がい者が個々の能力や適性に応じながら、地域のなかで安心して自立した暮らしを続けることができるよう、日常生活の支援に努めます。

【手段】

- ◆障がい者や家族が自らの生活実態に応じた福祉サービスを的確に選択できるよう、相談支援体制の強化を図るとともに、自立した日常生活又は社会生活を営むために必要な訓練などの支援を推進します。
- ◆障がいのある子どもに対し、保育・教育・福祉が連携し、幼児期から学齢期、卒業までのライフステージに即した適切な支援体制を構築します。

【注目指標】

指標名	H27 年度	H33 年度
自立支援給付 ²⁴ 利用者数	1,241 人	1,360 人
地域生活支援事業 ²⁵ 利用者数	1,137 人	1,250 人

◆基本事業 2：社会参加の促進**【目的】**

障がい者が地域社会の一員として社会に参加できる環境を整え、障がいの有無に関わらず誰もが暮らしやすいまちづくりを進めます。

【手段】

- ◆障がい者が生きがいをもって生活できるよう、企業への雇用促進に向けた取組や、一人ひとりに適した就労を目指した職業訓練・職業相談体制の充実に努めます。
- ◆障がいや障がい者に対する正しい理解と支援を促すための意識啓発を図るとともに、虐待の防止や障がいを理由とする差別の解消に向け、障がいのある人とない人が交流を深めるための機会の充実に努めます。
- ◆知的、精神障がいがある場合など、判断能力が十分でない人が住み慣れた地域で安心して暮らせるように、成年後見制度の利用や日常生活自立支援事業の普及啓発を図ります。

【注目指標】

指標名	H27 年度	H33 年度
就労継続支援 ²⁶ 利用者数	245 人	440 人
成年後見制度利用者数	2 人	4 人

²⁴ 在宅で訪問によって受けるサービスや施設への通所、入所を利用するサービスで、介護給付、訓練等給付、自立支援医療、補装具に分けられる。

²⁵ 障がい者が、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、地域の特性や本人の状況に応じ、都道府県や市町村が必要な支援を柔軟に行う事業。

²⁶ 一般企業などでの就労が困難な障がい者に対して就労の機会を提供するとともに、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う。

施策 13 地域福祉の充実

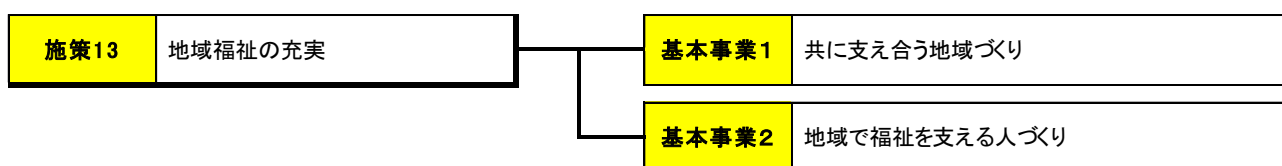
【施策の目的】

地域で助け合い・支え合う意識を高め、地域福祉活動を推進します。

【現状と課題】

- 近年、少子高齢化の進展、核家族化、個人の価値観やライフスタイルの多様化などにより、地域における交流の機会が減少するとともに、地域のなかで助け合うという「共助」の意識が薄れつつあります。
- 地域福祉を推進するためには、地域ごとの組織づくりや人材の確保が必要であることから、社会福祉協議会をはじめとする関係団体が連携し、一体となって問題を解決していくためのネットワークをつくり上げていくことが重要となります。

【基本事業の体系及び内容】



◆基本事業 1：共に支え合う地域づくり

【目的】

市民一人ひとりが積極的に地域づくりにかかわり、地域を支える団体や事業者、行政が協働することにより、だれもが安心して暮らせる地域づくりを推進します。

【手段】

- ◆社会福祉協議会や地域の福祉活動団体などの役割について、広く周知を図るとともに、団体間の交流・連携を促進します。
- ◆町内会、民生委員などの活動を通じ、住民同士のコミュニケーションと地域における情報の共有を図ります。

【注目指標】

指標名	H27 年度	H33 年度
民生委員・児童委員の年間活動日数	106 日	118 日

◆基本事業 2：地域で福祉を支える人づくり

【目的】

市民がお互いに支え合い・助け合いながら、だれもが住み慣れた地域のなかでより安心して暮らせる環境を整えます。

【手段】

- ◆広報紙やホームページの活用、各種講座の開催などにより、住民同士の関係の重要性や市民が主体となって地域福祉の推進に取り組む必要性の普及啓発を図ります。

- ◆社会福祉協議会と連携し、ボランティア活動に関する情報発信の強化や参加条件の工夫を図るなど、市民のボランティア活動への参加を促進するとともに、地域福祉の担い手となるボランティアリーダーを育成します。

【注目指標】

指標名	H27 年度	H33 年度
ボランティアセンター登録者数	3,378 人	4,054 人 (H32 年度)

施策 14 社会保障の充実

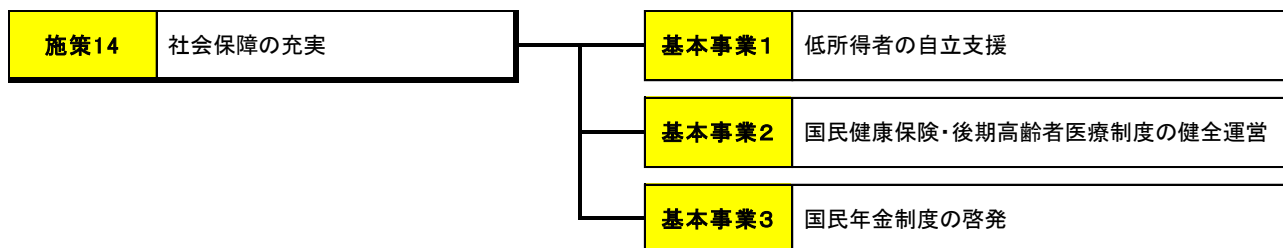
【施策の目的】

だれもが安心して生活できるよう、生活の安定や経済的自立を支援するとともに、各種社会保障制度の周知・啓発と適正な運用・運営に努めます。

【現状と課題】

- 全国的に高齢化の進展と相まって、生活保護費を含む扶助費の増加に歯止めがかからない状況が続く、各自治体の財政構造の硬直化を招く大きな要因の一つとなっています。このような状況を踏まえ、国では、平成 27（2015）年 4 月に「生活困窮者自立支援法」を施行し、福祉事務所を設置する自治体が主体となり、関係機関との連携のもと、生活困窮者の自立促進に向けた事業を包括的に実施することとしています。
- 本市においても、生活困窮者の増加傾向が続くと予測されるなか、生活保護に至る前の段階で、安定した就労に結び付く支援を推進するため、関係機関との連携に根ざした生活支援体制の強化を図るとともに、生活保護の適正化に向け、不正受給防止に対する取組や訪問調査活動などの充実を図る必要があります。
- 病気やけがに備えて、お互いに助け合う社会保障制度の基盤である国民健康保険及び後期高齢者医療制度についても、高齢化や医療の高度化などにより、保険給付費は増加傾向にあります。このため、安定的な制度運用に向け、医療費支出の適正化や保険税・料の収納率向上などにより財政の健全運営に取り組む必要があります。
- 国民年金制度は、高齢、障がい又は死亡によって生活の安定が損なわれないよう社会全体で支え合う世代間扶養の仕組みで成り立っています。年金給付は、加入者が納める保険料や国庫負担などで支払われますが、少子高齢化による加入者減と受給者増による国庫負担の割合増や保険料の納付率の低迷などの多くの課題を抱えています。このため、年金受給権の確保に向け、国民年金制度について市民の関心を高め、手続き漏れ防止などに取り組む必要があります。

【基本事業の体系及び内容】



◆基本事業 1：低所得者の自立支援

【目的】

生活に困窮している方が、必要な支援を受けながら自立できるよう、相談・支援体制の充実と生活保護制度の適正な運用に努めます。

【手段】

- ◆広報紙やホームページの活用などにより、各種制度の周知を図るとともに、社会福祉協議会やハローワークなどの関係機関と連携した生活・就労支援を行います。

- ◆国の制度改革などを的確に踏まえ、制度の適正実施に努めます。また、専門的かつ複合的なサービスのニーズにも対応できるよう、研修などを通じた職員の資質向上に取り組みます。

【注目指標】

指標名	H27 年度	H33 年度
就労プラン作成者の就労・増収率	35%	44%
生活保護からの自立世帯数	6 世帯	12 世帯

◆基本事業 2 : 国民健康保険・後期高齢者医療制度の健全運営

【目的】

被保険者が安心して医療サービスを受けられるよう、健康保険財政の安定的運営を図ります。

【手段】

- ◆重複・頻回受診者などへの訪問指導や各種保健事業の推進、後発医薬品の利用促進などの取組により、医療費の抑制及び適正化を図ります。
- ◆保険税・料の納付相談や個別訪問の実施などにより、収納率の向上に努めます。

【注目指標】

指標名	H27 年度	H33 年度
後発医薬品利用割合	64%	80%
保険税収納率	89%	91%

◆基本事業 3 : 国民年金制度の啓発

【目的】

市民の年金受給権確保に向けて、国民年金制度の普及啓発を推進し、納付率の向上に努めます。

【手段】

- ◆日本年金機構や年金事務所などの関係機関と連携し、手続き漏れのないよう適切な業務を行います。
- ◆広報紙やホームページを活用して制度の周知を図り、保険料の納付や免除申請の促進に取り組みます。

【注目指標】

指標名	H27 年度	H33 年度
国民年金保険料納付率	64.2%	68.2% (H32 年度)

**【基本目標 4】だれもが楽しく学び、豊かな心と文化が息づくまち
(生涯学習・文化・スポーツ)**

施策 15 生涯学習の推進

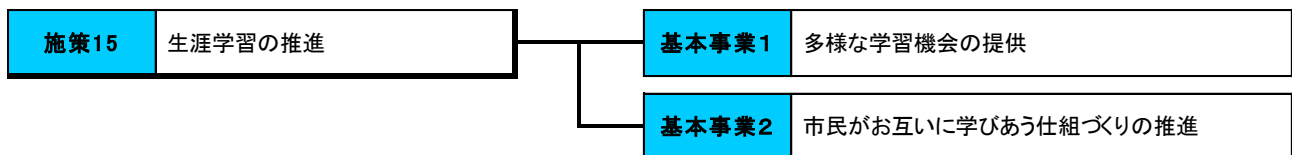
【施策の目的】

生涯にわたる学習活動を支援するとともに、その成果を適切に活かすことができる環境づくりを推進します。

【現状と課題】

- 市民の学習ニーズや地域社会の抱える課題が多様化・複雑化するなか、生涯各時期における学習活動の促進のほか、地域における人づくりや市民自らが進んで地域づくりに参画、貢献できる環境づくりなどが求められています。
- 多様な学習機会の提供及び学習活動の支援により、市民の学習意欲を高めるとともに、より多くの市民が学習活動の成果を地域社会における様々な社会活動や教育活動、さらには地域課題の解決にも活かすことができる、循環型の生涯学習社会を目指した取組を推進する必要があります。
- 公民館、市民図書館など社会教育施設がより一層効果的・効率的に活用されるよう、各施設の持つ機能をハード・ソフトの面から最大限に発揮する必要があります。

【基本事業の体系及び内容】



◆基本事業 1：多様な学習機会の提供

【目的】

大学や民間教育事業者、NPOなどの関係機関と連携し、多様な学習機会の提供と学習内容の充実を図ることにより、「学び」を通じた暮らしの質の向上を図ります。

【手段】

- ◆市民のライフステージに応じた学習機会、学習内容を整備するとともに、チラシや広報紙、ICTなどの広報媒体を活用した情報発信を行い、市民の主体的な学習活動を促進します。
- ◆市民の学習ニーズに応えられるよう、学習内容の見直し・充実を図ります。

【注目指標】

指標名	H27 年度	H33 年度
各生涯学習事業への参加率（対人口比）	68.3%	75.0%
各生涯学習事業の内容に満足した参加者の割合	— (未実施)	90%

◆基本事業2：市民がお互いに学びあう仕組づくりの推進

【目的】

市民が自らの学びを活かすことができる「学びあい」の仕組づくりを進めることで、地域社会全体の学習能力、教育力の向上を図ります。

【手段】

◆市民が講師となった講座などの実施により、学習活動の成果を活かした社会活動への参加を支援します。

【注目指標】

指標名	H27 年度	H33 年度
市民講師登録者数	40 人	50 人
市民講師依頼数	12 回	15 回

施策16 文化の振興

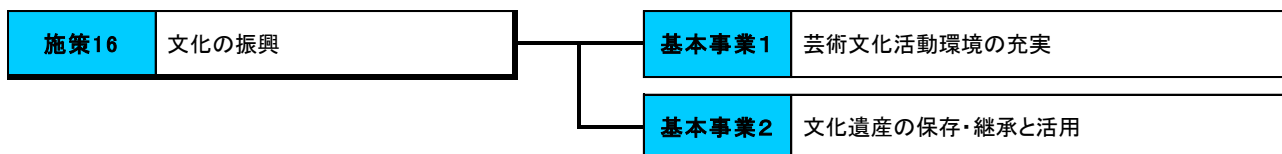
【施策の目的】

様々な芸術文化の鑑賞機会や活動の発表機会を提供できる環境の充実と、これまで培われてきた歴史・文化を保存、継承し、重要な資源として活用することで、市民文化の振興を図ります。

【現状と課題】

- 近年、人々の生活意識や価値観の多様化により、ゆとりや潤いといった心の豊かさが求められており、芸術文化の振興は、魅力あるまちづくりに欠かせないものとなっています。一方、文化遺産は、長い歴史のなかで生まれ、今日まで守り伝えられてきた貴重な財産であり、社会の発展の基礎を成すものです。このような地域の歴史や伝統、様々な文化に対する理解を深めることは、郷土への誇りや愛着を育むうえで重要な役割を担っています。
- 文化の振興を担う市民及び団体の活動を維持・向上させていくためには、芸術文化活動の拠点である市民文化センター・生涯学習センターの適正な管理運営と維持・保全に努めるとともに、優れた芸術文化を鑑賞する機会の提供や市民の自主的・自発的な活動を支援していく必要があります。
- 市内に現存する有形・無形の文化遺産などは、将来にわたる文化発展の礎となることから、今後も引き続き、適切な保護・活用に努める必要があります。

【基本事業の体系及び内容】



◆基本事業1：芸術文化活動環境の充実

【目的】

芸術文化活動を担う市民及び団体の活動を維持・向上させるために、ハード・ソフトの両面を充実させることで、個性豊かな市民文化の創造を図ります。

【手段】

- ◆芸術文化活動の拠点として、市民文化センター・生涯学習センターの機能が最大限に発揮されるよう、適切な管理運営と情報発信に努め、施設の利用促進を図ります。
- ◆芸術文化の発表・鑑賞機会の企画・運営を支援します。

【注目指標】

指標名	H27年度	H33年度
市民一人あたりの市民文化センター・生涯学習センター年間利用回数	1.95回	2.00回
開催1日あたりの市民文化祭平均来場者数	900人	900人

◆基本事業2：文化遺産の保存・継承と活用

【目的】

次世代を担う子どもたちが文化遺産を強い誇りと自信をもって継承できるよう、歴史・文化に根ざした魅力あるまちづくりを進めます。

【手段】

- ◆民俗芸能などの無形の文化遺産の保存・伝承を担う市民及び団体を支援し、広く市民が文化遺産にふれあえる機会を創出します。
- ◆地域の歴史・文化の発信拠点である郷土館・十和田湖民俗資料館の収蔵資料や旧笠石家住宅などをはじめとする有形の文化遺産を適切に保存するとともに、郷土学習の教材として有効活用を図ります。

【注目指標】

指標名	H27年度	H33年度
伝統芸能まつり入場者数	650人	650人
移動郷土館・子ども見学体験事業利用回数	18回	18回

施策17 生涯スポーツ環境の整備

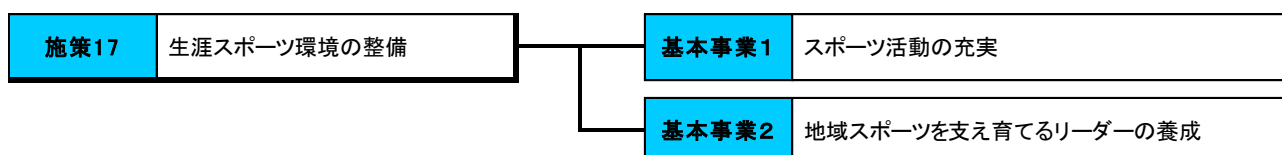
【施策の目的】

ライフステージに応じたスポーツ活動の推進により、体力の向上や健康の維持・増進を図るとともに、スポーツを通じた地域コミュニティの活性化を図ります。

【現状と課題】

- 生活習慣をはじめとした健康への不安、子どもの健全な成長を支える体力や運動機能の低下が指摘されるなか、本市では、市民が暮らしの一部としてスポーツに親しむことのできる「生涯スポーツ社会」の実現を目指し、各種スポーツ事業の実施やスポーツ施設の整備などを進めています。
- 「市民ひとり1スポーツ」の推進に向け、ハード・ソフトの両面から、より多くの人々が気軽にスポーツに楽しめる環境づくりを進め、体力の向上や健康の維持・増進を図るとともに、スポーツを通じた地域コミュニティの活性化を図る必要があります。
- スポーツ大会の開催など、市民が様々なスポーツに接することのできる機会を増やすことにより、スポーツ活動への参加意識の醸成を図る必要があります。

【基本事業の体系及び内容】



◆基本事業1：スポーツ活動の充実

【目的】

市民一人ひとりの主体的なスポーツ活動を促進します。

【手段】

- ◆市民が様々な形でスポーツに関わることができるよう、魅力ある多様なスポーツイベントや各年齢層に応じたスポーツ教室を開催します。
- ◆市民のニーズや利用実態を踏まえたうえで、市民が安全で快適にスポーツ活動に取り組むことができるよう、スポーツ施設の適切な維持管理・運営を図ります。
- ◆地域住民にとって身近なスポーツ施設である学校施設の開放や周辺市町村との施設の相互利用など、既存の施設機能を最大限に活用するとともに、県立施設の誘致などを通じて、市民のスポーツ活動拠点の充実に努めます。
- ◆選手や競技団体の育成、大会参加への支援を行うことにより、スポーツ技術や記録の向上を目指した競技スポーツの推進を図ります。

【注目指標】

指標名	H27年度	H33年度
スポーツイベントへの参加率（対人口比）	32%	32%
スポーツ教室の参加率（対人口比）	29%	31%

◆基本事業2：地域スポーツを支え育てるリーダーの養成

【目的】

スポーツ活動における様々な場面で、適切な指導・助言のできる指導者の養成と確保に努め、充実した体制のもと、市民同士が交流しながら気軽にスポーツに親しむことができる環境づくりを推進します。

【手段】

- ◆各種スポーツイベントやスポーツ教室を通じて、地域におけるスポーツ活動のリーダーとして活躍できる人材を発掘・育成します。
- ◆各地区体育振興会やスポーツ推進委員をはじめとする関係者との連携を強化し、市民と一体となって、地域スポーツを支えるコミュニティづくりを推進します。
- ◆スポーツ推進委員の指導力向上を図るため、各種研修会への参加を推進します。

【注目指標】

指標名	H27年度	H33年度
スポーツ教室指導者数	153人	178人

**【基本目標 5】地域で助け合い、災害に強く犯罪のない、安全・安心なまち
(安全・安心)**

施策 18 消防・救急・防災体制の整備

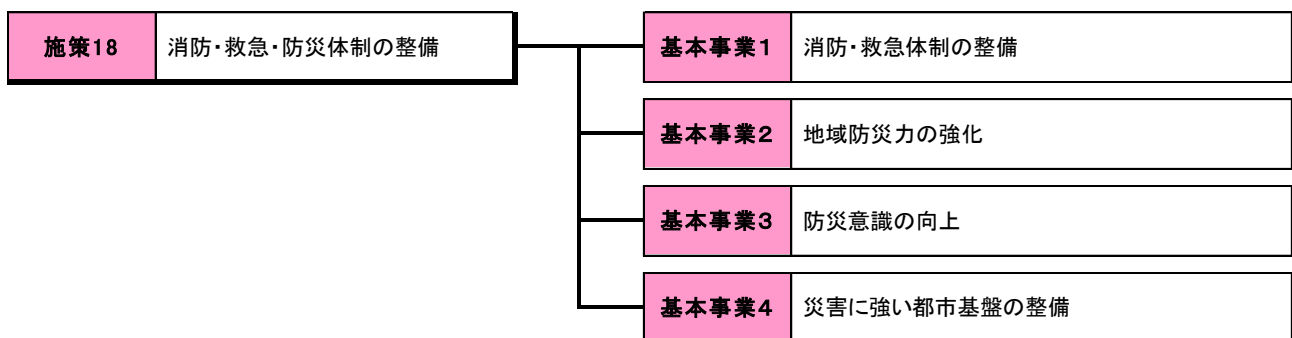
【施策の目的】

災害を未然に防ぐとともに、被害の拡大防止や迅速な復旧に努めることにより、安全・安心なまちづくりを推進します。

【現状と課題】

- 社会経済状況の進展に伴い、災害要因が多様化し災害の危険性が増大しているなか、市では、「十和田市地域防災計画」に基づき、市内における地震や風水害などに対して、防災関係機関などが連携し、災害の予防並びに応急対策、復旧・復興対策を円滑に実施することにより、市民の生命・身体及び財産を守るとともに、被害を最小限に抑えることとしています。
- 火災、救急・救助事態への確かつ迅速に対応するため、十和田地域広域事務組合において共同処理を行っている消防業務の高度化や資機材の整備、消防団との連携強化など、消防力及び救急・救助体制の一層の強化を図る必要があります。
- 市民がより安心して暮らせる地域社会の実現に向け、市民一人ひとりが自ら備え、地域で共に助け合う、自助・共助による地域防災体制づくりの促進と、共助の主体となる自主防災組織の育成・強化を図る必要があります。
- 災害弱者である高齢者や障がい者などの避難行動要支援者、女性、外国人及びペットなどにも十分配慮しつつ、避難所の環境づくりや必要な食料の備蓄、資機材の確保を推進する必要があります。
- 災害時に想定される被害の軽減を図るため、地域防災計画の見直し、災害情報などの迅速な周知方法の検討、消火活動に支障のある幅員の狭い道路の解消、避難所を含む公共施設などの耐震化など、ハード・ソフトの両面から災害に強いまちづくりを総合的に推進する必要があります。

【基本事業の体系及び内容】



◆基本事業 1：消防・救急体制の整備

【目的】

地域住民の貴重な生命と財産を守るための体制づくりを推進します。

【手段】

- ◆十和田地域広域事務組合における老朽化した十和田湖消防署の建替えや資機材などの整備を促進するとともに、消防団車両や消防団屯所の計画的な更新をはじめ、消防団装備の充実を図ります。
- ◆十和田市消防団及び十和田地域広域事務組合消防本部との連携・協力のもと、必要な消防団員の確保を図ります。

【注目指標】

指標名	H27年度	H33年度
消防施設（消防署・消防団屯所）の耐震化率	60.8%	74.0%
消防団員の充足率	85.9%	86.0%

◆基本事業2：地域防災力の強化

【目的】

大規模な災害が発生した際に、地域住民が自主的に行動し、地域の被害を最小限に抑えるため、自主防災組織の育成・強化を図ります。

【手段】

- ◆防災資機材などの整備費の助成を通じて、自主防災組織の設立を促進します。
- ◆災害発生時に自発的な活動ができるよう、研修会の開催を通じた自主防災組織のスキル向上を促進するとともに、地域防災のリーダーとしての役割を担う防災士の資格取得を促進します。

【注目指標】

指標名	H27年度	H33年度
危険地域における自主防災組織の組織率	22.5%	53.8%
自主防災組織研修の参加率	70.0%	80.0%
市事業による防災士の資格取得者数	90人	150人

◆基本事業3：防災意識の向上

【目的】

災害時の被害軽減につながるよう、市民一人ひとりの防災意識を高めます。

【手段】

- ◆防災訓練を通じ、地域における防災体制の強化と住民の防災意識の高揚を図るとともに、広報紙やホームページなどを活用した情報発信により、防災に関する基礎知識の普及に努めます。
- ◆関係機関との連携・協力のもと、小・中学校における防災教育を推進します。

【注目指標】

指標名	H27 年度	H33 年度
総合防災訓練の参加者数	500 人	500 人

◆基本事業4：災害に強い都市基盤の整備**【目的】**

災害時に想定される被害を軽減し、災害に強いまちを実現します。

【手段】

- ◆地域防災計画の必要に応じた見直しと、災害情報などの迅速な周知に努めます。
- ◆災害弱者などに配慮した避難所の環境づくりと、必要な食料の備蓄及び資機材の確保に努めます。
- ◆消火活動に支障のある幅員の狭い道路の解消や、避難所に指定されている公共施設や上下水道などのインフラ施設の耐震化、消火栓の整備を推進するとともに、県との連携により防災公共推進計画の着実な実施に努めます。

【注目指標】

指標名	H27 年度	H33 年度
公共施設の耐震化率	94.0%	100%

施策19 安全・安心な暮らしの確保

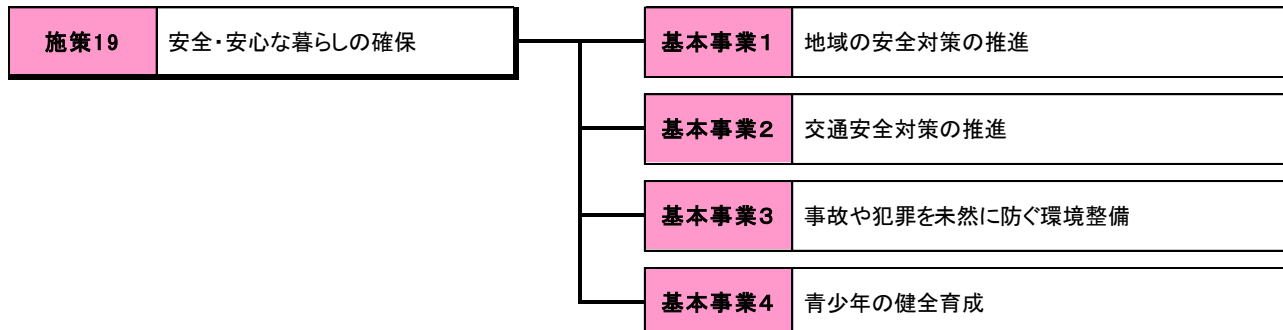
【施策の目的】

防犯意識の高揚に取り組むとともに、交通安全対策、各種相談体制の充実を図り、事故やけがは予防できるというセーフコミュニティの理念のもと、多様な主体との連携・協力により、安全で安心して暮らすことができるまちづくりを推進します。

【現状と課題】

- 青森県警発「犯罪統計資料」によると、本市の平成27（2015）年の刑法犯の認知件数²⁷は338件となっています。過去最多であった平成15（2003）年の996件と比較すると、概ね3分の1に減少していますが、犯罪の巧妙化や悪質化により、市民が犯罪などに巻き込まれる危険性が增大しています。
- 同じく、十和田警察署発「交通事故概況」による本市の平成27（2015）年の交通事故件数は254件であり、過去最多を記録した平成12（2000）年の625件と比較し、こちらも概ね3分の1に減少していますが、依然として高齢者が死亡事故に巻き込まれる割合が高い状況が続いています。
- 身近な場所で発生する犯罪を未然に防止するため、警察や地域における自主防犯団体などとの連携を図るなど、ハード・ソフトの両面から犯罪の起こりにくい環境づくりを推進する必要があります。また、交通事故のない安全な社会を築くため、市民一人ひとりの交通意識やマナーの向上を促す必要があります。

【基本事業の体系及び内容】



◆基本事業1：地域の安全対策の推進

【目的】

地域で支え合い・守り合う、地域主体の安全対策活動を推進します。

【手段】

- ◆「地域の安全は地域で守る」という考えのもと、警察などの関係機関や自主防犯団体と連携・協力し、事故防止や犯罪の抑止など、安全意識の向上を目的とした啓発活動などを推進します。

²⁷ 警察が犯罪について、被害の届出などによりその発生を確認した件数。

【注目指標】

指標名	H27 年度	H33 年度
防犯意識の啓発を目的とした各種事業への参加者数	220 人	250 人

◆基本事業 2 : 交通安全対策の推進**【目的】**

すべての人々が、交通事故に遭わずに安全に通行できる交通環境の確保を図ります。

【手段】

- ◆関係団体と連携し、幼児から高齢者までの年齢層に応じた交通安全教室の開催や街頭啓発活動を通じ、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの普及浸透を図ります。
- ◆高齢者ドライバーによる交通事故防止に努め、地域の実情に合わせた交通安全施設の効果的・効率的な整備を推進します。

【注目指標】

指標名	H27 年度	H33 年度
交通事故発生件数	254 件	200 件

◆基本事業 3 : 事故や犯罪を未然に防ぐ環境整備**【目的】**

ハード・ソフトの両面から、事故や犯罪が発生しにくい環境を整え、未然防止を図ります。

【手段】

- ◆防犯灯などの環境整備を推進するとともに、町内会や団体が主体的に取り組む地域活動を推進します。
- ◆セーフコミュニティにかかる各種会議、対策部会活動による各々の機能を生かし、セーフコミュニティを推進します。

【注目指標】

指標名	H27 年度	H33 年度
刑法犯 ²⁸ 認知件数	338 件	300 件
救急搬送件数	396 件	320 件

²⁸ 刑法、および暴力行為等処罰法・爆発物取締罰則・組織犯罪処罰法などの法律に規定される、殺人・強盗・放火・強姦・暴行・傷害・窃盗・詐欺などの犯罪。

◆基本事業4：青少年の健全育成

【目的】

次世代を担う青少年の健やかな成長を促すため、非行の減少を図ります。

【手段】

- ◆青少年補導関連団体、家庭、学校などとの連携・協力により、少年犯罪の未然防止や早期発見、早期対応に取り組みます。
- ◆青少年の非行防止のための啓発・パトロール活動をより一層推進します。

【注目指標】

指標名	H27 年度	H33 年度
刑法犯少年件数	30 件	25 件

施策 20 地域コミュニティの活性化

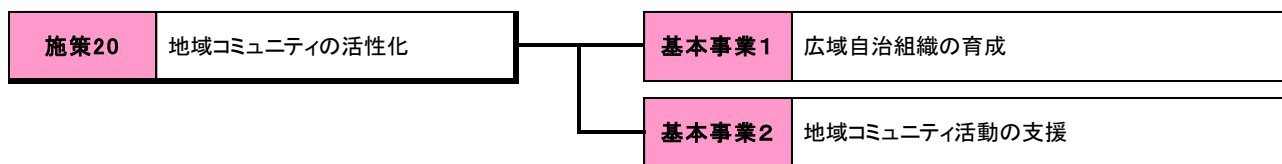
【施策の目的】

自主的で自立した地域コミュニティ活動を促進し、地域住民が主体となって住みよいまちをつくりまします。

【現状と課題】

- 近年、全国的な少子高齢化の進展や人々の価値観・ライフスタイルの変化などから、地域との結びつきが弱いと考えられる単独世帯や夫婦のみの世帯が増加していることなどを背景に、町内会に代表される地縁的な結びつきを基盤とする地域コミュニティの活力低下が問題視されています。
- 本市では、平成 26 (2014) 年度から、地域の実情や課題などの情報把握、行政サービスの情報提供、町内会からの相談などに対応するため、市職員が町内会とのパイプ役を担う「地区担当職員制度」を運用しています。
- 地域が抱える課題がますます多様化・複雑化していくと見込まれるなか、地域コミュニティ機能の維持・再生を図るためには、町内会の統合やコミュニティ組織の広域化などに取り組む必要があります。
- より良い地域社会の形成に向け、より多くの市民が自主的・自発的なコミュニティ活動に取り組むとともに、新たな担い手や団体の発掘と育成に努める必要があります。

【基本事業の体系及び内容】



◆基本事業 1 : 広域自治組織の育成

【目的】

人口減少や少子高齢化の進展などを踏まえた、地域コミュニティの基盤強化を図ります。

【手段】

- ◆コミュニティ組織の広域化を推進するとともに、これらの組織による主体的な地域課題の解決のための取り組みを支援します。
- ◆研修などの機会を提供し、次世代を担う後継者の発掘・育成に取り組めます。

【注目指標】

指標名	H27 年度	H33 年度
広域コミュニティの数	—	16 団体

◆基本事業2：地域コミュニティ活動の支援

【目的】

地域コミュニティの機能の維持・増進を図ります。

【手段】

- ◆「地区担当職員制度」の運用により、地域と行政の協働の取組を促進します。
- ◆「自分たちのまちは、自分たちでより良くする」という自主・自立の精神のもと、地域や地域間での相談・情報交換の場を提供します。
- ◆町内会の活動を支援し、地域コミュニティの醸成を図るとともに、地域コミュニティ活動の拠点となる集会施設の環境整備を進めます。

【注目指標】

指標名	H27年度	H33年度
集会施設トイレ水洗洋式化率	49.3%	71.6%

施策 21 多様な交流の推進

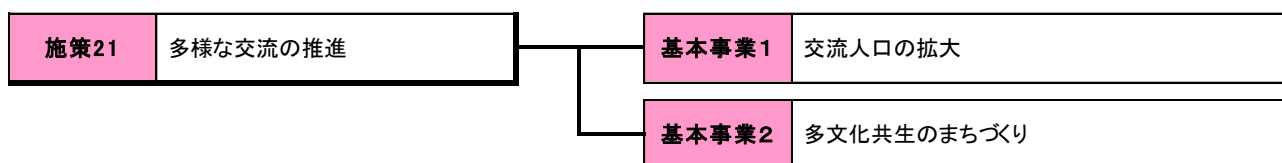
【施策の目的】

より多くの人たちと幅広い分野での交流を深めることで、ふるさとへの誇りと愛着を育むとともに、まちの活性化を図ります。

【現状と課題】

- 近年、急速な技術の進展と国家の枠を超えた経済の結びつきの強まりによって、人・物・情報の流れが地球的規模に拡大され、諸外国との交流も地域レベルや草の根レベルに拡大する傾向にあります。
- 国籍や民族などの異なる人々が、お互いの文化的な差異を認め合い、対等な関係を築きながら、地域社会の構成員として生きていく「多文化共生社会」の実現に向け、関係機関との連携・協力のもと、外国人住民に対する生活支援や市民との交流を深める取組を促進する必要があります。
- 外国や国内の他地域に住む人たちとの交流を深め、お互いが暮らす地域の良さや魅力を理解し、交流の成果がより高いレベルでまちの活性化にも結びつくよう、交流の対象分野を拡大する必要があります。

【基本事業の体系及び内容】



◆基本事業 1：交流人口の拡大

【目的】

市、大学、市民のネットワークを形成するとともに、大学の持つ人材を生涯学習やまちづくりに生かし、幅広い視野を身につけた人材の育成や、交流人口の拡大により、まちの活性化を図ります。

【手段】

- ◆岩手県花巻市との友好都市交流や高知県土佐町との姉妹都市交流、福島県矢吹町・宮城県川南町との日本三大開拓地サミットなどの都市間交流事業を推進します。
- ◆民間団体が自主的・自発的に取り組んでいる国際交流活動を支援します。
- ◆大学の学生と市民との意見交換や交流機会を増やし、学生たちの新しいアイデアや発想をより良いまちづくりに活かしていきます。

【注目指標】

指標名	H27 年度	H33 年度
都市・国際交流事業への参加者数	1,478 人	1,750 人

◆基本事業2：多文化共生のまちづくり

【目的】

外国人がより良い地域社会づくりを支える一員として、活躍できる環境を整えます。

【手段】

- ◆外国人住民のニーズを踏まえた多言語による生活情報の発信を行います。
- ◆各種講座の開催などを通じ、外国人住民と市民との交流機会の拡大を図ります。

【注指標】

指標名	H27年度	H33年度
多言語生活情報ページの閲覧回数	190回	436回

施策22 空き家の利活用対策の推進

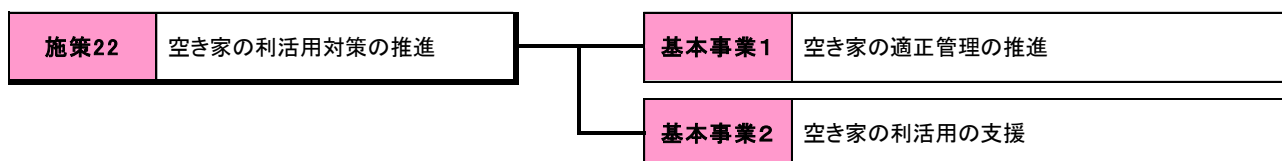
【施策の目的】

良好な地域景観を維持するとともに、定住人口や交流人口の拡大に向け有効活用を図ります。

【現状と課題】

- 総務省の住宅・土地統計調査によると、空き家は昭和40年代から一貫して増加し、平成25(2013)年には全国の合計で820万戸、5年前に比べ8.3%（63万戸）増加しています。また、総住宅数に占める空き家の割合（空き家率）も、平成25（2013）年には13.5%と過去最高となっています。
- 同じく住宅・土地統計調査によると、平成15（2003）年以降、本市の空き家数は3,950戸から年々増加傾向にあり、平成25（2013）年では5,200戸となっています。また、空き家率は16.8%であり、県内10市のなかでは2番目に高くなっています。
- 今後、地域間での人口集積の偏在などが進むことで、宅地の需要低下により空き家や低未利用地がさらに増加し、地域全体の衰退につながるが大いに懸念されます。
- 治安の悪化を適切に防止するとともに、市外からの移住・定住希望者に対する受け皿の確保にも結びつくよう、空き家の実態把握に努めながら、有効活用に向けた取組をより一層強化する必要があります。

【基本事業の体系及び内容】



◆基本事業1：空き家の適正管理の推進

【目的】

良好な地域景観を維持するとともに、治安や生活環境の悪化を防止します。

【手段】

- ◆空き家の把握に努め、管理不全な空き家の所有者に対し、適正管理に向けた指導・助言、さらには勧告、命令を行います。

【注目指標】

指標名	H27年度	H33年度
空き家に関する苦情件数	31件	31件

◆基本事業2：空き家の利活用の支援

【目的】

定住人口や交流人口の拡大を図るための地域資源として、空き家の有効活用を促進します。

【手段】

◆空き家の売却・賃貸を希望する人から申込みを受けた情報を、空き家の利用を希望する人に紹介する「空き家バンク」に取り組むとともに、利活用に向けた支援施策の充実を図ります。

【注目指標】

指標名	H27年度	H33年度
空き家バンク物件の成約数	0件	10件/年

施策 23 消費者の自立支援

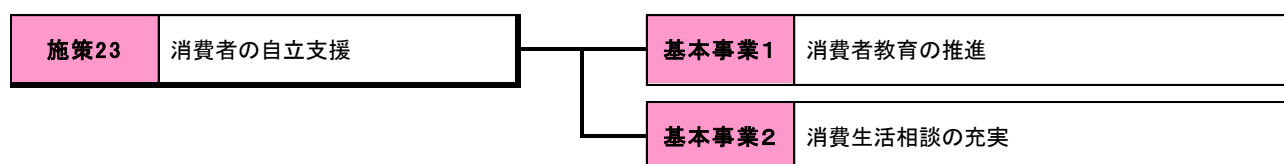
【施策の目的】

消費者被害の未然防止や消費者意識の醸成・向上を図ることにより、安心して暮らすことができるまちづくりを推進します。

【現状と課題】

- 消費者庁の「平成 28 年版消費者白書」によると、平成 27（2015）年度に全国の消費生活センターなどに寄せられた消費生活相談件数は、92.7 万件と高い水準が続いています。
- 情報化の進展などにより、消費者の利便性が向上する反面、消費者を取り巻く環境の大きな変化により、消費者トラブルが多様化・複雑化していることから、本市では平成 25（2013）年 4 月 1 日に「十和田市消費生活センター」を設置しています。
- 消費者トラブルを未然に防止し、市民一人ひとりが自主的かつ合理的な消費行動をとることができるよう、子どもから高齢者まで市民のライフステージに応じた体系的な消費者教育を推進するとともに、消費者トラブルに巻き込まれた市民に対する相談支援体制の充実に努める必要があります。

【基本事業の体系及び内容】



◆基本事業 1：消費者教育の推進

【目的】

市民が消費生活問題に関する知識を身につけることで、被害の発生を未然に防止します。

【手段】

- ◆消費生活展や消費者教育出前講座の開催、広報紙やホームページなどを活用した情報提供の充実に図ります。
- ◆消費者団体の育成や支援を通じ、地域全体で消費者問題への対応力の向上を図ります。
- ◆振り込め詐欺や悪質商法などによる消費者被害の未然防止に向け、支援施策の充実に努めます。

【注目指標】

指標名	H27 年度	H33 年度
特殊詐欺被害件数	4 件	2 件

◆基本事業2：消費生活相談の充実

【目的】

多種・多様な消費生活トラブルに対する相談体制を強化し、被害者の迅速な救済を図ります。

【手段】

- ◆警察、消費者団体などの関係機関とのネットワークを強化し、円滑な相談・見守り体制を確保します。
- ◆消費生活相談員のスキル向上を目的とした研修を実施し、相談員の資質向上に努めます。

【注目指標】

指標名	H27 年度	H33 年度
消費生活相談員の助言又はあっせんした案件数	180 件	200 件

【基本目標6】ゆとりと潤いあふれる暮らしを実感できるまち（環境）

施策24 環境の保全

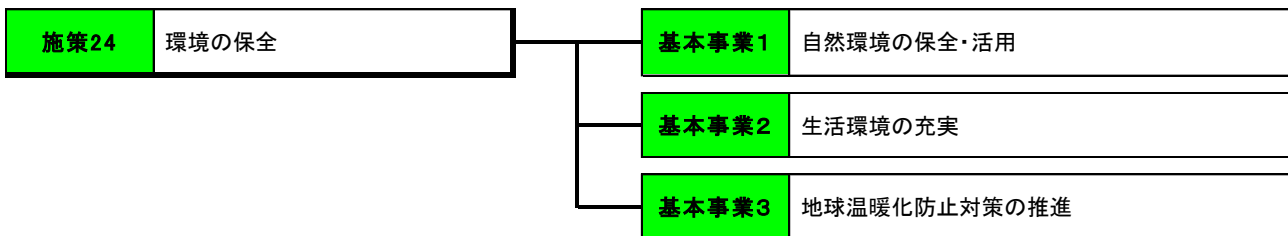
【施策の目的】

豊かな自然や景観を適切に保全・活用するとともに、清潔で美しいまちづくりに取り組むことで、自然と調和した住みよいまちづくりを推進します。

【現状と課題】

- 八甲田山系の広大な森林や十和田湖、奥入瀬溪流などの貴重な自然は、市内外に十和田らしさを印象付けるものであり、また、市民共有の財産として、生活に潤いや安らぎをもたらすものでもあります。この自然を次世代に引き継いでいくとともに、その恵みを活用した持続可能な地域社会の構築が求められています。
- 本市では、行政が率先して環境への負荷を低減するため、「十和田市役所環境保全率先行動計画」に基づき、温室効果ガスの発生抑制に取り組んでいます。また、環境への負荷が少ない再生可能エネルギーの利活用及び普及促進に努めています。
- 健康で安全かつ快適な市民生活を確保するため、大気や河川の水質、騒音、悪臭などの把握に努めながら、状況の変化に応じた対策を的確に講じる必要があります。
- 市民に身近なみどりである公園緑地を安全で快適に利用できるよう、適切な維持管理を図っていく必要があります。
- 地球温暖化対策の推進に向けて、行政が先導役を果たし、市民、事業者をはじめとする多様な主体との連携・協力に根ざした取組を強化する必要があります。

【基本事業の体系及び内容】



◆基本事業1：自然環境の保全・活用

【目的】

市民及び来訪者にとって魅力ある、十和田らしい自然環境・景観づくりを推進します。

【手段】

- ◆関係機関との連携のもと、生物多様性の保全を図るとともに、歴史や文化、食、温泉などの本市ならではの資源を活用し、自然と人の暮らしが調和した魅力あふれるまちづくりに向けた取組を推進します。
- ◆環境保全団体などの活動支援を通じ、自然保護に対する意識の高揚を図ります。
- ◆一本木沢ビオトープや名水地などの適切な維持管理に努め、市民が自然にふれあう機会の創出を図ります。

【注目指標】

指標名	H27 年度	H33 年度
各種環境保全活動への参加者数	750 人	1,000 人

◆基本事業 2 : 生活環境の充実**【目的】**

市民の健康で安全かつ快適な生活環境の形成を推進するとともに、市民のやすらぎと憩いの場の確保・充実を図ります。

【手段】

- ◆生活環境保全審議会における専門的見地からのアドバイスを踏まえ、公害の防止や生活環境の保全、ペットマナーの向上に向けた適切な措置を講じます。
- ◆公害防止協定を締結している事業者に対し、立入調査を実施するなどして、協定内容の遵守徹底を図り、公害発生ゼロを継続します。
- ◆公園緑地に設置された遊具施設や設備の安全確保に努めるとともに、保全地区²⁹の有効活用を図るため、多目的に利用できる緑地の整備などに取り組みます。

【注目指標】

指標名	H27 年度	H33 年度
公害苦情発生件数	0 件	0 件
遊具事故の発生件数	0 件	0 件

◆基本事業 3 : 地球温暖化防止対策の推進**【目的】**

地球環境への負荷をできる限り小さくするため、温室効果ガスの排出量削減などの取組を推進し、環境にやさしいライフスタイルの普及を図ります。

【手段】

- ◆家庭や事業所で取り組むことができる地球温暖化防止策を周知し、実践を促します。
- ◆市の事務事業によって排出される温室効果ガスの発生抑制を推進します。
- ◆農業関係団体や事業者などと連携・協力し、環境への負荷が少ない再生可能エネルギーの活用を促進します。

【注目指標】

指標名	H27 年度	H33 年度
市役所における温室効果ガス排出量	11,421 トン	10,735 トン

²⁹ 防風保安林跡地を整備し、広場など多様な機能を持たせるとともに、地域の人達が身近にみどりと触れ合い、憩える場所。

施策 25 ごみ処理の適正化

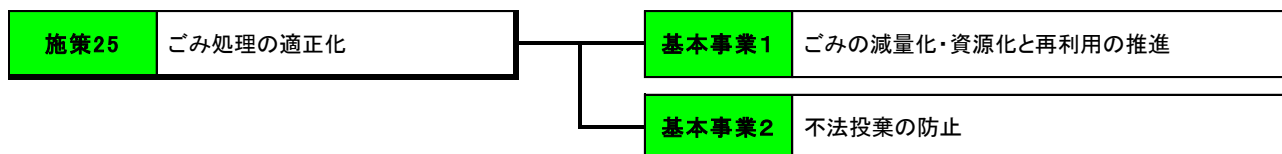
【施策の目的】

限りある資源の有効活用に努め、将来にわたり資源豊かなまちづくりを推進します。

【現状と課題】

- 近年、生活水準の向上や生活様式の多様化、経済活動の拡大などにより、廃棄物の大量排出や質的多様化が進んでいることから、ごみのリデュース（発生抑制）、リユース（再利用）、リサイクル（再生利用）の3Rの推進が課題となっています。
- 本市は、六戸町、おいらせ町、五戸町、新郷村からなる「十和田地域広域事務組合」により、一般廃棄物を共同処理しており、各市町村がごみ減量・リサイクルにおける数値目標と具体的な行動を示し、循環型社会の構築と最終処分場の延命に向けた取組を進めています。
- 資源循環型社会³⁰の構築に向け、行政が先導的な役割を果たすことにより、市民や事業者の主体的な活動を促していく必要があります。
- 不法投棄については、巡回や市民からの通報により現場を確認し、関係機関と協議後に撤去・処分していますが、依然として不法投棄が見られることから、市民、事業者との連携により不法投棄を防ぐ環境づくりが求められています。

【基本事業の体系及び内容】



◆基本事業 1：ごみの減量化、資源化と再利用の推進

【目的】

社会活動の様々な場面で、資源を効率的に活用し、環境負荷を最小限に抑えた資源循環型社会の形成を推進します。

【手段】

- ◆ごみの減量、資源化の推進に努めるとともに、廃棄物減量等推進員を中心に、ごみの分別、適正排出に関する指導を行います。
- ◆不燃ごみや古紙類などの再資源化や、リサイクル製品の利用を促進します。
- ◆児童・生徒を対象とした環境及びリサイクル教室を開催し、循環型社会の担い手づくりを推進します。

³⁰ 製品などがごみになることを抑制し、次に排出されたごみは出来るだけ再使用・再利用し、最後にどうしても利用できないものは適正処分することで、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷を低減する社会。

【注目指標】

指標名	H27 年度	H33 年度
1 人 1 日 当 た り の ご み 排 出 量	998 g	998 g 以下
不 適 切 な ご み 出 し の 発 生 件 数	17,007 件	14,600 件

◆基本事業 2：不法投棄の防止**【目的】**

不法投棄に対する意識啓発や監視・指導体制を強化し、廃棄物の適正処理を図ります。

【手段】

- ◆ごみのポイ捨てや不法投棄に対する市民および事業者の意識を更に高めるため、環境教育や広報活動を強化します。
- ◆市内全域をパトロールし、ポイ捨てや不法投棄されたごみを早期に発見・撤去することで、市内の環境美化に努めるとともに、不適切な行為に対する指導を行います。

【注目指標】

指標名	H27 年度	H33 年度
不法投棄されたごみの量（一般・産業廃棄物）	6,600kg	4,620kg

**【基本目標 7】 快適な暮らしや活発な経済活動を支える都市基盤が整ったまち
(都市基盤)**

施策 26 市街地・集落の形成

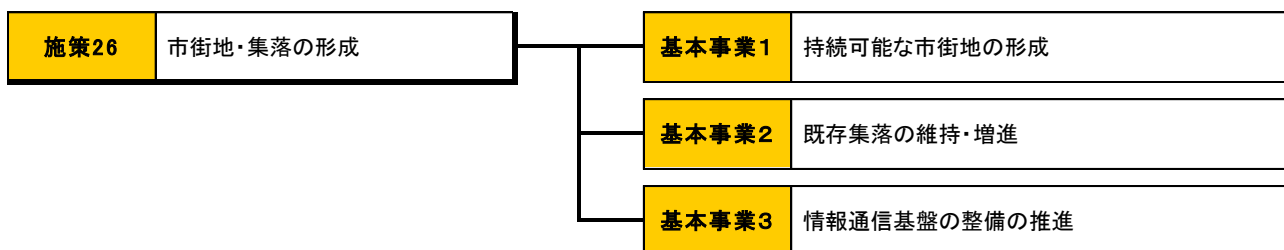
【施策の目的】

都市機能が最適に配置された市街地と、農と住が調和した集落の形成により、良好な住環境の維持・増進を図ります。

【現状と課題】

- 人口の減少がこのままの状況で推移した場合、特に地方部では、市民生活を支える各種サービスの提供が困難になることが懸念されています。
- このような背景のもと、国では、公共施設、医療・福祉・商業施設などの都市機能と居住を誘導したコンパクトなまちづくりを推進し、持続可能な都市形成を図るため、平成 26 (2014) 年 8 月に「都市再生特別措置法等の一部を改正する法律」を施行しています。
- 本市においても、地域住民に必要な様々な都市機能を誘導する「都市機能誘導区域」や居住を誘導する「居住誘導区域」の設定を行うとともに、都市交通などの充実を図ることで、持続可能でコンパクトな市街地の形成を目指す必要があります。
- 市街地を取り囲む集落地については、本市の農林水産業を支え、伝統文化や良好な田園景観を継承する役割などを最大限に発揮できるよう、営農機能及び日常的な生活機能の維持・増進を図る必要があります。

【基本事業の体系及び内容】



◆基本事業 1：持続可能な市街地の形成

【目的】

将来にわたり持続可能なまちを目指し、市街地における都市機能の高度化及び居住環境の向上を図ります。

【手段】

- ◆立地適正化計画³¹の策定により、都市機能誘導区域や居住誘導区域を設定し、市街地への施設立地や居住人口の誘導を推進します。

³¹ 居住機能や医療・福祉・商業、公共交通などのさまざまな都市機能の誘導により、都市全域を見渡したマスタープランとして位置づけられる市町村マスタープランの高度化版。

【注目指標】

指標名	H27 年度	H33 年度
立地適正化計画策定後に設定	—	—

◆基本事業 2：既存集落の維持・増進**【目的】**

各地域の特性を踏まえながら、既存集落の営農機能及び日常的な生活機能の維持・増進を図ります。

【手段】

- ◆農業・農村の持つ多面的機能の維持・増進に向け、農業者や地域住民による農地の保全管理及び農村集落などの環境整備を支援します。

【注目指標】

指標名	H27 年度	H33 年度
既存集落内の居住人口	13,515 人	12,600 人

◆基本事業 3：情報通信基盤の整備の推進**【目的】**

I C Tを利活用し、地域活性化及び住民サービスの向上を図ります。

【手段】

- ◆関係機関との連携・協力のもと、だれもが快適かつ安全・安心に I C Tを利活用できるよう、関係機関や事業者へ働きかけるとともに、情報通信基盤の整備を推進します。

【注目指標】

指標名	H27 年度	H33 年度
超高速ブロードバンド基盤の整備率	88.6%	89.2%
Wi-Fi を利活用できる施設などの整備数	10 カ所	12 カ所

施策 27 交通手段の確保と道路空間の創出

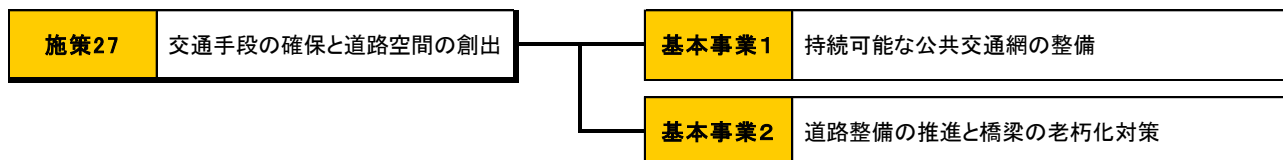
【施策の目的】

交通手段の安定的な確保に努めるとともに、道路や橋梁を安全かつ快適に利用できる環境を整備します。

【現状と課題】

- 全国的な人口減少や少子高齢化の進展に伴い、特に地方部では地域住民の生活の足である公共交通機関の輸送人員の減少により、路線バスを中心とする公共交通ネットワークの規模縮小やサービス水準の低下が懸念されています。
- また、市街地を形成する重要な交通インフラである都市計画道路は、高度成長期に市街地の拡大などを前提に計画されたものであるため、交通需要の低下によって、決定当初における整備の必要性や緊急性が薄れた路線が増加することが見込まれています。
- 高齢者や学童などの移動制約者対策はもとより、地域社会の活力の維持・向上や観光振興にも結びつくよう、近隣自治体との連携のもと、公共交通の利便性の確保や安定的な運営に向けた取組を強化する必要があります。
- より効果的で効率的な道路整備を推進するためには、将来的な交通需要や財政規模を踏まえつつ、都市計画の変更又は廃止などの検討も含め、従来にも増して一定の整備効果が見込まれる路線を厳選する必要があります。
- 道路・橋梁の老朽化の進行や維持管理費の増大が懸念されることから、定期的な点検により、早期に損傷を発見し、事故や大規模な修繕に至る前に対策を講じる予防保全などに取り組んでいく必要があります。

【基本事業の体系及び内容】



◆基本事業 1：持続可能な公共交通網の整備

【目的】

移動制約者の交通手段を安定的に確保するとともに、地域社会の活力の維持・向上や観光振興にも結びつくよう、持続可能な公共交通網の形成を図ります。

【手段】

- ◆バス路線の柔軟な見直しについて、関係団体や事業者との協議・調整を行います。
- ◆タクシー車両によるデマンド運行³²や自家用有償運送³³の活用などにより、地域特性や公共交通の利用実態に即した輸送体制の確立を図ります。
- ◆近隣自治体との連携・協力のもと、周辺部に位置する空港や鉄道駅と本市を結ぶ公共交通網の整備を推進します。

³² 予約があった時だけ、バスのように乗合いで運行するタクシーのこと。

³³ 過疎地域での輸送や福祉輸送といった地域住民の生活維持に必要な輸送が、バス・タクシー事業により提供されない場合に、例外的に市町村やNPO法人などが自家用車を用いて有償で運送すること。

【注目指標】

指標名	H27 年度	H33 年度
市内移動を担う公共交通機関の年間利用者数	197,735 人	197,000 人
主に市外移動を担う公共交通機関の年間利用者数	916,641 人	920,000 人

◆基本事業2：道路整備の推進と橋梁の老朽化対策**【目的】**

地域住民の日常生活の安全性や産業経済活動の利便性を確保するため、緊急度や重要度に応じた、道路・橋梁の計画的な整備と効率的な維持管理を推進します。

【手段】

- ◆地域特性や道路の現状、市民からの要望などを総合的に勘案しながら必要性が高い路線を絞り込み、相対的に高い費用対効果の発現が期待できる路線を優先し、その計画的な整備を推進します。
- ◆従来の対処療法的な対応（事後保全）から、損傷が大きくなる前に予防的な対策を計画的に講じる対応（予防保全）へと転換し、増大する維持管理費用の縮減・平準化を図りながら、計画的な修繕による既存施設の長寿命化を推進します。

【注目指標】

指標名	H27 年度	H33 年度
改良済延長の対前年比	0.8%増/年	0.8%増/年
舗装済延長の対前年比	0.8%増/年	0.8%増/年
橋梁の定期点検実施率	— (未実施)	100%

施策 28 上下水道の整備

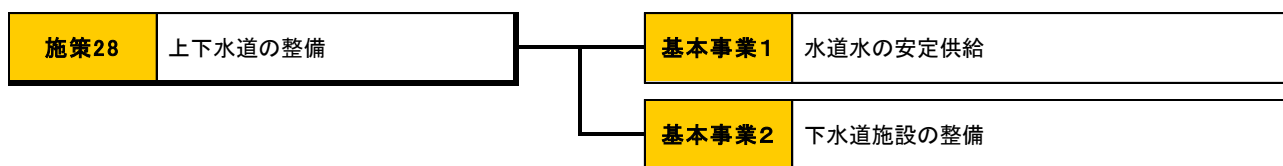
【施策の目的】

良質な水の安定供給と安全で快適な生活環境の整備を図ります。

【現状と課題】

- 本市では、豊かな自然の恵みである良質な地下水を水源とし、水道水の安定した供給を行うために、積極的な施設整備などに努めてきました。しかし、人口の減少などにより、給水収益の増加が期待できないことから、水道事業経営は厳しい状況になると見込まれています。
- また、水道施設の老朽化及び管路の耐震適合管への更新整備が遅れており、特に浄水場施設の老朽化対策が急務となっています。
- 市民の暮らしや企業の生産活動を支える極めて重要なライフラインの一つとして、近隣自治体との連携も含め、施設の統廃合及び計画的な更新による経営の効率化を図ることで、引き続き、水道水の安定供給を推進する必要があります。
- 生活環境の向上や河川などの公共用水域の水質の保全を図るため、将来的な人口動向など各地区の状況を踏まえながら、汚水処理施設の効率的な整備・運営と下水道施設の耐震化や長寿命化などを計画的に推進する必要があります。

【基本事業の体系及び内容】



◆基本事業 1：水道水の安定供給

【目的】

将来にわたって安全で安心な水道水の安定的な供給を図ります。

【手段】

- ◆簡易水道の統廃合によって、老朽化した上水道施設及び管路の効率的な更新を推進するとともに、順次、基幹施設の耐震化を図ります。
- ◆経費の縮減に努めながら、水道料金の収納率の向上を図り、安定した事業運営を推進します。

【注目指標】

指標名	H27 年度	H33 年度
管路経年化率 ^{3 4}	3.53%	2.80%
経常収支比率	116.53%	107.08%

^{3 4} 法定耐用年数を超えた管路延長の割合を表す指標で、管路の老朽化度合を表す。

◆基本事業２：下水道施設の整備

【目的】

快適で住みやすい居住環境の確保と公共用水域の水質保全を図ります。

【手段】

- ◆将来的な人口動向を踏まえつつ、下水道未普及区域における新たな施設整備を推進します。
- ◆施設の適正な維持管理を実施するとともに、ストックマネジメント手法³⁵を踏まえた下水道長寿命化計画を策定し、効果的な改築・更新を実施します。
- ◆下水道処理区域の早期水洗化及び処理区域外における合併浄化槽の設置を推進します。

【注目指標】

指標名	H27年度	H33年度
汚水処理人口普及率 ³⁶	86.3%	92.0%
汚水処理人口水洗化率 ³⁷	87.7%	93.0%

³⁵ 既存の建築物（ストック）を有効に活用し、長寿命化を図る体系的な手法。

³⁶ 総人口のうち、下水道、集落排水施設及び合併浄化槽を利用できる区域内の定住人口。

³⁷ 下水道を利用できる区域に居住している人のうち、実際に下水道に接続し、水洗化している人の割合。

【基本目標 8】地域経済社会の持続的な発展を支える強固な経営基盤が確立したまち (自治体経営)

施策 29 市民参画の推進

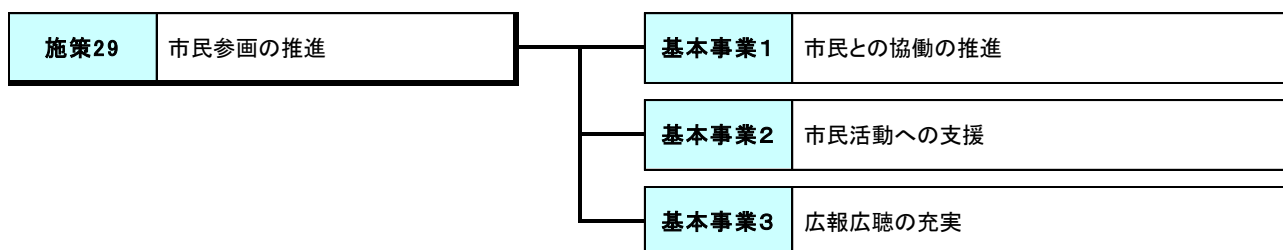
【施策の目的】

市民と行政の協働による、市民が主体となったまちづくりを推進します。

【現状と課題】

- 人口減少・少子高齢化の進展をはじめとする、まちづくりを取り巻く社会経済情勢の変化を背景として、地域が抱える問題の多様化・複雑化や財政上の制約が強まっていくことが懸念されています。
- 本市においても従来のように地域が抱える問題を行政が一手に引き受け、これを単独で解決するのは、困難な状況を迎えようとしており、今後は市民参画による協働のまちづくりを、より一層推進していくことが必要不可欠となっています。
- このため、本市では、市民をはじめとする多様な主体が担い手となり、まちづくりを推進するための自治に関する基本的なルールを定めた「十和田市まちづくり基本条例」を平成 25(2013)年 4 月 1 日から施行しています。
- 幅広い分野において、協働のまちづくりをより一層積極的に推進していくためには、多くの市民が自主的に市政やまちづくりに参画する意識を高めるとともに、地域が抱える問題の解決に向けた市民主体の活動への支援や市政への参加機会の拡大を図るなど、これを支える仕組の充実に取り組む必要があります。

【基本事業の体系及び内容】



◆基本事業 1：市民との協働の推進

【目的】

地域が抱える様々な問題の解決に向け、市民と行政が共に考え、共に行動するための仕組の充実に図ります。

【手段】

- ◆より良い地域づくりへの自発的な参画に向け、市民の協働意識の醸成を図ります。
- ◆十和田市まちづくり基本条例の成果を検証し、必要に応じて見直しを行います。

【注目指標】

指標名	H27 年度	H33 年度
市民参画と協働のまちづくりを支える仕組が充実していると感じる人の割合	— (未実施)	63%

◆基本事業 2：市民活動への支援**【目的】**

市民の知恵や経験をまちづくりの様々な分野に活かすことにより、市民活動の活性化を図ります。

【手段】

- ◆地域が抱えている課題の解決や地域の活性化につながる、市民の自主的な取組を支援します。
- ◆市民活動団体やNPO・ボランティア団体などの連携及び交流を促進するとともに、学習機会や情報の提供に努めます。

【注目指標】

指標名	H27 年度	H33 年度
市民交流プラザの利用率	70.8%	100%

◆基本事業 3：広報広聴の充実**【目的】**

より多くの市民が自ら進んで市政やまちづくりに参画できる環境を整えます。

【手段】

- ◆広報紙や市のホームページ、SNSなどの様々な広報媒体を活用し、市政情報を迅速かつ分かりやすく市民へ発信します。
- ◆市民の意識や動向を的確に把握するため、きめ細やかな広聴活動を展開し、市政への反映を図ります。

【注目指標】

指標名	H27 年度	H33 年度
広報とわだの紙面が分かりやすいと感じる人の割合	— (未実施)	50%以上
市のホームページが分かりやすいと感じる人の割合	— (未実施)	50%以上
「市と町内会との懇談会」への出席町内会数	106 町内会	293 町内会

施策 30 人権尊重・男女共同参画の推進

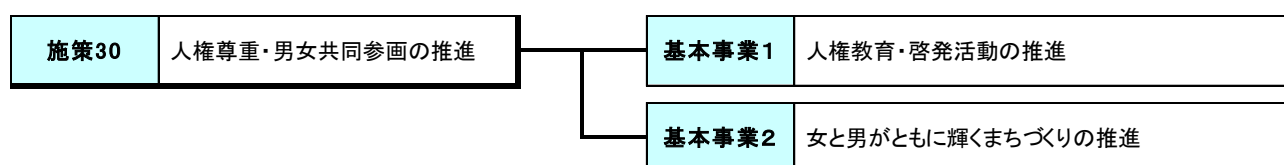
【施策の目的】

性別・年齢に関わりなく、個人として尊重され、個性と能力を十分に発揮することができる環境を整えます。

【現状と課題】

- 本市では、男女がお互いの人権を尊重し、性別に関わりなくその個性と能力を十分に発揮することができるよう、平成 24 (2012) 年 3 月に男女共同参画社会の実現に向けた施策の方向を定めた「第 2 次十和田市男女共同参画社会推進計画」を策定しています。
- 男女共同参画社会の実現に向け、家庭や地域、職場などの様々な場面において、男女間の格差や不平等を解消し、より多くの女性の参画を促すことができるよう、情報の収集・提供や学習機会の確保、相談体制の充実などを推進する必要があります。

【基本事業の体系及び内容】



◆基本事業 1：人権教育・啓発活動の推進

【目的】

市民一人ひとりがお互いの人権を尊重する社会の実現を図ります。

【手段】

- ◆人権擁護活動に取り組んでいる関係団体を支援するとともに、これらの団体と連携した人権啓発事業を推進します。

【注目標標】

指標名	H27 年度	H33 年度
人権教室参加者数	898 人	900 人

◆基本事業 2：女と男がともに輝くまちづくりの推進

【目的】

だれもが、性別に関わりなくその個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現を図ります。

【手段】

- ◆家庭や学校、職場、地域社会などにおける男女共同参画に向けた意識の啓発と情報の提供、学習の場の提供に努めます。
- ◆組織・団体などにおける意思決定の場、地域活動及び社会活動における組織の運営や活動の進め方などへの女性の参画を促進します。

◆関係法令・制度の周知に努めるとともに、ワーク・ライフ・バランス³⁸へ取り組む環境づくりを推進します。

【注目指標】

指標名	H27 年度	H33 年度
市広報紙で男女共同参画に向けた意識啓発記事の掲載	3回／年	6回／年
各種審議会等委員の女性の登用率	28.5%	40.0%

³⁸仕事と生活を調和させ、性別・年齢を問わず、だれもが働きやすい仕組みをつくること。

施策31 行政運営の効率化の推進

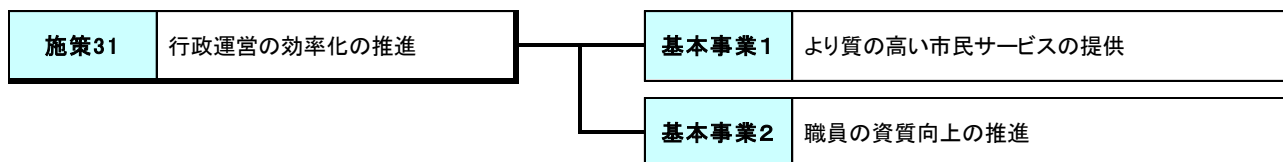
【施策の目的】

市民サービスのより効果的・効率的な提供に努めるとともに、多様化・高度化する市民ニーズに対応するため、職員の資質向上を図ります。

【現状と課題】

- 国・地方を問わず、財政状況の悪化が年々深刻さを増しているなか、人口減少・少子高齢化や国・都道府県からの権限移譲の進展などの社会経済情勢の変化を背景に、行政に対する市民ニーズの多様化・高度化が顕著となっています。
- 本市ではこれまで最少の経費で最大の効果を挙げられるよう、様々な面から行政改革に取り組み、概ね予定通りの成果を得ていますが、今後、人口の減少により、現行の市民サービスの水準を維持することが難しくなるおそれがあるなど、市政経営を取り巻く環境は依然として厳しい状況にあります。
- 安定した市政経営を行い、地域社会の健全な発展を図るためには、人員やコストの削減を主眼とした「量の改革」と、「サービスの向上」や「市民の満足度」といった市民目線に立った「質の改革」の両面から、積極的な行政改革を推進する必要があります。
- 少数精鋭の人員体制のもと、職員一人ひとりの能力や可能性を最大限に引き出すことができるよう、各職員に求められる職責に応じた能力開発を推進するとともに、職員の能力や業績が適正に評価され、的確に昇任・昇給などに反映できるよう、人事評価制度の運用の充実を図る必要があります。

【基本事業の体系及び内容】



◆基本事業1：より質の高い市民サービスの提供

【目的】

質の高い市民サービスを、より効果的・効率的に提供できる体制づくりを推進します。

【手段】

- ◆各種業務の見直しによる効果的・効率的な市政運営を推進するとともに、窓口サービスをはじめとする市民の利便性を高めるため、市民目線に立った行政サービスの質の向上に取り組みます。
- ◆選択と集中のもと、予算・職員などの限りある行政経営資源の配分を最適化するため、「民間にできることは民間に」を基本に、民間活力の活用を推進します。
- ◆事務事業などの見直しにより、組織の合理化と活性化を図り、組織規模と配置職員の適正化に取り組みます。

【注目指標】

指標名	H27 年度	H33 年度
十和田市行政改革大綱における「事務処理の効率化及び行政サービスの質の向上」の目標達成率	100%	100%
十和田市行政改革大綱における「民間活力の推進」の目標達成率	100%	100%

◆基本事業2：職員の資質向上の推進**【目的】**

多様化・高度化する市民ニーズなどに対応できる能力や意識を持った人材を育成・確保します。

【手段】

- ◆各種研修による能力の向上や知識の習得を支援するための体系的な人材育成を推進します。
- ◆発揮した能力や達成した業績などを適正に評価することで、一層の能力開発と意欲の向上に努めます。
- ◆女性職員の配置の多様化や能力向上などのための支援を推進することで、女性職員が十分に能力を発揮し、活躍できる環境を整備します。

【注目指標】

指標名	H27 年度	H33 年度
人事評価における求められる役割や能力を十分に発揮した職員の割合	— (評価方法変更のため)	100%
女性職員の係長級以上の登用割合	21.3%	30.0%

施策 32 健全な財政運営の推進

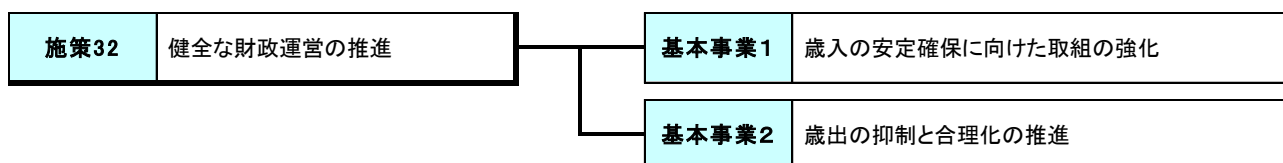
【施策の目的】

将来にわたり健全で自主性・自立性の高い財政運営を推進します。

【現状と課題】

- 本市では、これまで行財政の効率化や経費の節減に努め、持続可能な財政基盤の構築に取り組んでおり、ここ数年は「基金に頼らない財政運営」が可能となっています。しかし、少子高齢化や人口減少社会の進展による社会保障関連経費の増大や公共施設等総合管理計画に基づく公共施設の再編整備といった大きな課題を抱えていることに加え、合併算定替終了に伴う地方交付税の減少が見込まれるなど、今後の財政見通しは依然として厳しい状況にあります。
- 今後さらに扶助費などの義務的経費の増加が見込まれるなか、将来にわたって健全で自主性・自立性の高い財政運営を推進するためには、聖域を設けずに歳出全体の徹底した抑制と合理化に努めるとともに、市税などの収入の確保に向けた取組をさらに強化する必要があります。

【基本事業の体系及び内容】



◆基本事業 1：歳入の安定確保に向けた取組の強化

【目的】

市税を中心とした自主財源の安定確保を図ります。

【手段】

- ◆産業の活性化や市外からの定住人口の流入促進などを通じ、収入確保に取り組むとともに、受益者負担の適正化に努めます。
- ◆課税客体の的確な把握に努めながら、滞納整理の強化や納付機会の充実など、収納率の向上に向けた取組の強化を図ります。

【注目指標】

指標名	H27 年度	H33 年度
市税の収納率	現年度分 98.0%	現年度分 98.6%
	滞納繰越分 14.5%	滞納繰越分 15.7%

◆基本事業2：歳出の抑制と合理化の推進

【目的】

将来にわたって足腰の強い財政基盤を確立します。

【手段】

- ◆将来の歳出抑制に向け、市債の計画的な活用を推進します。
- ◆職員のコスト意識の徹底と費用対効果の検証を推進し、歳出全体の徹底した洗い直しに取り組みます。
- ◆市支出の負担金や補助金、交付金などの必要性をあらためて見直し、適正な交付に努めます。

【注目指標】

指標名	H27 年度	H33 年度
実質公債費比率 ³⁹	12.0%	12.0%以下
経常収支比率	91.3%	90.0%以下

³⁹ 地方債の償還や一時借入金利子などの合計額の標準財政規模に対する比率であり、地方自治体の財政負担の適正度を示す指標として、起債に協議を要する自治体と許可を要する自治体の判定に用いられる財政指標。

施策 33 公共施設の適切な配置・運営の推進

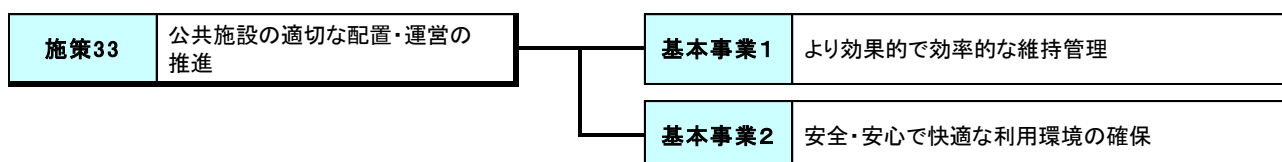
【施策の目的】

将来にわたり、必要な行政サービスを安定的に提供し、市民生活や地域の経済活動を支援します。

【現状と課題】

- 公共施設は、様々な行政需要に応えるために設置していますが、老朽化や維持更新にかかる将来的な費用負担が大きな問題となっています。
- 本市の人口は、平成 12（2000）年をピークに減少しており、また、年少人口（0～14 歳）が減少する一方、老年人口（65 歳以上）が増加するなど、人口構成の変化に伴い行政サービスや公共施設に対する市民のニーズも変化しています。
- 施設・設備などの利用状況をはじめ、経営コスト、老朽化の度合い、今後必要とする改修経費、代替施設の有無などを総合的な視点から評価・分析し、整備更新や維持管理に支出できる財源には限界があることを前提に、公共施設の総合的かつ計画的な管理を行っていく必要があります。

【基本事業の体系及び内容】



◆基本事業 1：より効果的で効率的な維持管理

【目的】

公共施設の機能を最大限に利活用し、質・量の面から必要なサービスを効率的に提供します。

【手段】

- ◆公共施設の管理については、更なる指定管理者制度の導入を図るほか、事務事業の民間委託や民営化などを進めます。
- ◆上十三・十和田湖広域定住自立圏内での公共施設の相互利用、共同設置を推進します。
- ◆既存の公共施設の建替えや大規模改修などを行う場合には、統廃合や施設規模の縮小、施設の複合化、多機能化を図り、施設規模の適正化とより効率的な利活用に取り組みます。

【注目指標】

指標名	H27 年度	H33 年度
公共施設の稼働率	35%	38%
公共施設の管理運営費（H27 年度を 100 とした場合の指数）	100	100

◆基本事業２：安全・安心で快適な利用環境の確保

【目的】

市民や事業者が安全・安心で快適に施設を利用できる環境を確保することで、豊かな市民生活の支援に努めます。

【手段】

- ◆市全体からみた緊急性・必要性などを総合的に勘案したうえで、今後の建替え、大規模改修、修繕、更新などの優先順位を明らかにし、計画的な取組を推進します。
- ◆施設や設備の損傷、老朽化が大きくなる前に、予防的な対策を計画的に講じる「予防保全型」の維持管理手法を実践し、施設の長寿命化を図ります。

【注目指標】

指標名	H27 年度	H33 年度
公共施設での事故 ⁴⁰ 発生件数	0 件	0 件

⁴⁰ 建物及び設備の劣化、破損などに起因する人身事故